

平成28年12月12日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)			
出席議員 (10名)	1番 向井 正	2番 吉田 豊	3番 田中 静雄
	4番 碓 勝征	5番 漆原 悦子	6番 井上 正宣
	7番 吉富 隆	8番 大川 隆城	9番 原田 希
	10番 寺崎 太彦		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	教 育 長 矢動丸 壽 之	
	会 計 管 理 者 岡 義 行	総 務 課 長 江 崎 文 男	
	ま・ひと・しごと創生課 長 北 村 玲	財 政 課 長 高 島 浩 介	
	建 設 課 長 白 濱 博 己	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 清 人	
	住 民 課 長 福 島 敬 彦	健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘	
	税 務 課 長 坂 井 忠 明	教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳	
	生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏	文 化 課 長 原 田 大 介	
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次	議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵	

議事日程 平成28年12月12日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	3番 田中 静雄	1. 町の活性化について 2. 三上北（請願済み）道路の整備について 3. 小、中学校給食費の無料化について
2	1番 向井 正	1. 空き家対策について 2. 町の活性化について 3. 高齢者の介護サービスについて 4. 交通安全対策について
3	2番 吉田 豊	1. 子育て支援 2. 老人福祉 3. 採択された請願事項の取り扱い 4. 防災対策 5. 道の駅 6. 土地利用計画 7. 農業振興策
4	4番 碓 勝征	1. 公園管理について 2. 税改正について 3. 道路について
5	6番 井上 正宣	1. 道の駅について 2. 国際交流について 3. 町施設利用料の減免状況について 4. ふるさと寄附金返礼品について 5. 中学校、小学校周辺道路の改良について

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、3番田中静雄君よりお願いいたします。

○3番（田中静雄君）

皆さんおはようございます。1番バッターということで、前置きはさておいて、早速質問事項について説明を行います。

質問事項1番目、町の活性化について御質問をいたします。

その質問要旨1番目として、過去にもあったんじゃないかと思えますけれども、上峰町主催の町民祭の開催はどう考えるのか、お伺いをいたします。これは、1番の町の活性化に向けてでございます。

次に、質問要旨2番目、現在、韓国の驪州市と主に中学生の子供たちの交流が行われておりますけれども、この日韓交流のあり方について現状のままでよいと考えておられるのかどうか、もう少し拡大する必要があるんじゃないかということで質問をいたします。

2番目の質問事項ですけれども、三上北、請願済みのところですが、この道路整備について、質問要旨1番、現在の進行状況はどうか。これは3月の定例議会でも質問いたしました。その後、どの程度進行しているのか、その辺をお伺いいたします。

質問要旨2番目、今後の取り組みの計画はどうか、この辺を質問いたします。

質問要旨3番目、防衛省からの補助金と書いておりますけれども、交付金のことです。この交付金で段階的に基地周辺の整備事業ができないのかどうか、この辺をお伺いいたします。

ページをめくって質問事項3番目、上峰町小・中学校の給食費の無料化について、質問要旨1番目として、無料化に至った経緯の説明をお願いしたいと思います。

2番目、無料化に伴う費用は財政的に大丈夫なのかどうか。私も非常に心配をしておりますが、その辺は大丈夫かどうかをお伺いいたします。

次に、質問要旨3番目の学校給食の無料化について、段階的な給食費の減額の考えはないのかどうか、行政のほうの答弁をお願いいたします。

きょうはできるだけいい答弁があることを期待して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、町の活性化について、質問要旨1、町民祭（仮称）開催の考えはについて答弁をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。3番田中静雄議員の町の活性化についてという事項について、1、町民祭開催の考えはどうかということで御提案いただいておりますが、単刀直入に申し上げますと、町民祭についてはもう既に実行しているという意識であります。

まちづくり実行委員会を中心にまちの代表の方々に集まっていたきながら、かみちやりグランプリという名の産業祭を開催しているという認識であります。

といいますのも、町の活性化を考えると、これは施政方針でも何度も触れておりますが、いろんな住民の方々の出番と居場所というものがある、そして、活躍の機会がある。そういう意味で、役所が全て主導して行うというよりも、他の市町によく事例として見られるように、予算とか、そういう面でマンパワー的なところでの後援という形で協力をしていくということで、近隣だけでなく県内の市町を見ましてもお祭りを実行されているものというふうに理解しているところがございます、理想的な町民祭ができていっているのではなかろうかなというふうに私としては考えるところでございます。

といいますのも、こう思うに至ったきっかけがありまして、以前、商工会でさくらまつりというものを実行されていたとき、私はその対応が、なぜ町のほうでその後とり行われるようになったのかの経緯は詳しく存じ上げていませんので、そこについては触れませんが、その後の商工会の皆さん方が思われていたのは、町のほうのお祭りになったことで自分たちのお祭りではなくなったというような、そういう意識をお持ちの方も多かったものから、住民の皆様方や各種団体の方々が主体的に行うお祭りについては、応援をしていく立場というのをしっかり保っていく必要があるのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

よって、町民祭の開催の考えはどうかと聞かれましたので、もう既に実行しているという認識で答弁とさせていただきます。

○3番（田中静雄君）

町長の答弁では、既に実行しているという感覚でという答弁でございました。

現在、いろんな行事が上峰町内で行われております。老人会、文化協会、商工会など、いろんな各種団体の方々によってそれぞれにいろんな催しが行われている状態でございます。

私が言いたいのは、これの全てを網羅した一つの町民祭ができないのかどうか。今まで行われているいろんな各種団体の行事、それはそれとして、上峰町自体、行政が先頭に立って町民祭を行うような、そして、町の活性化に向けてできないものかどうかということをお聞きいたします。全てを網羅した状態での町民祭のことです。

○町長（武廣勇平君）

町民祭ということについての田中議員が思われる形というのを今し方お聞きして、理解をしたところでございます。

各種団体の行事はそのまま継続して、文化祭やら、いろんな各種団体で行われる、主体的に取り組まれる行事についてはそのまま継続することが前提で、加えて各種団体全てを巻き込んだ町民祭というものを役所が中心となってやるという意味の町民祭ですよね。

それであれば、できれば各種団体の皆様方で構成するまちづくり実行委員会、今、現存しているまちづくり実行委員会に、例えば、文化協会の方々にもぜひ入ってもらいたいというふうに私も思いますし、まちづくり実行委員会にその意思がないのであれば、そのような形を整えてもらうような働きかけ等はできることと思いますので、基本的に何が申し上げたいかといいますと、今、せっかくまちづくり実行委員会ということで中山会長さんを中心に地域の活性化を主体的に、しかも意欲的に行っていただいている環境を崩したくないという気持ちが私の中にございますので、加わっていない各種団体についても呼びかけていただくことができればそうしていただきたいし、文化協会を初めとする各種団体がどのような意識でいらっしゃるかということについても、教育委員会を通じて理解を深めながら、橋渡し役が行政としてできるような立場でいたいなというふうに考えているところでございます。

○3番（田中静雄君）

ありがとうございました。行政のほうで、仮称ですけれども、町民祭と、そういうふうなことが開催できるような足がかりをつくっていきたいという答弁でございました。

私もそう思いますけれども、全てを行政の人に頼るんじゃなく、まずは行政のほうから旗揚げをしてもらって、手を挙げてもらって、それでまちづくり実行委員会ということもありましようけれども、それぞれの代表者が集まって、そして計画を立てて、そこまでをひとつ行政のほうで引っ張っていってもらいたいと思うんです。

それで、各種団体の代表者の方が集まって、ではどうしようかという検討を重ねて、やがてはそれが実行委員会に変更することもあるかと思いますが、一つ一つ階段を上って行って、まちづくり実行委員会ともよく相談をしながら、ぜひそういう方向でやってもらいたいと思います。

この項目はいい返事をもらいましたので、この辺で終わります。

次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

次に進みたいと思います。

要旨2、日韓交流のあり方は現状でよいと思うかについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、要旨2の日韓交流のあり方は現状でよいと思うかの御質問について答弁をしたいと思います。

国際交流のあり方につきましては、私は基本的には、相手方との交流が双方向でバランスよく行われることが必要であるというふうに思っております。

驪州市からは、従前より陶器まつりの時期に御招待いただいております、ことしの4月にも町と議会で訪問したことから、今度は本町のほうで受け入れができればというふうに考えているところでございます。

御案内のとおり、先月には町民文化祭に合わせて驪州市から訪問団が来訪される予定でございましたけれども、先方の御都合によりキャンセルとなりましたため、今後は来年度の受け入れに向けて調整を図っていきたいというふうに考えております。

それから、議員のほうから交流の拡大の必要がないかということがございました。

この点につきましては、これまで驪州市との交流の形態といたしましては、町や議会の相互訪問、それから、学校間の交流もございしますが、今後は、地域の国際化を図る観点といたしましては、民間の主体的な交流を促していくことも必要というふうに考えております。

こうしたことから、さきの9月議会におきまして、地域づくり事業補助金の予算を御承認いただいております、各団体におきましては、こうした補助金を国際交流のイベント等にも活用できる状況になったところでございます。

私からは以上です。

○3番（田中静雄君）

現在、上峰町の中学生や子供たちが驪州市との交流をしております。もちろん、相互に交流をやっているわけでございますけれども、私も昨年、驪州市のほうに行かせてもらいました。

ところが、どうでしょう。その中で町長、御存じだと思いますけれども、向こうの驪州市長さんのほうからどう言われたか、ちょっと正確じゃないと思いますけれども、上峰町からは民間というか、大人の方が韓国訪問、驪州市を訪問されることはいいんですけれども、市長さんいわく、私は上峰町には行ったことがありませんと、何かそういうお言葉がありました。今思うと、非常に一方通行なんですね。中学生は違います。一方通行なんです。その辺で、ぜひとも向こうの驪州市の市長さんを初め、民間の方々も上峰町に訪問できるような機会をつくる必要があると思います。

ことし上峰町の文化祭で日韓カラオケ大会を開こうということでありましたけれども、それが先方の都合でキャンセルになったということ。何が原因だったんでしょうか。私個人で思うには、文化祭開催ぎりぎりまで上峰町からの親書というんですかね、向こうのほうに連絡が遅かったんじゃないだろうかなと。それと、いろんな驪州市との連絡体制が不備じゃなかったのか。

だから、驪州市は驪州市として、向こうから上峰町に出向いてくるとなればお金がかかります。その予算も議会を通さないかんじゃないかと思っております。そのためには早くから準備を

してお迎えするということがまず第一じゃないかと思います。上峰町文化協会のほうでも、ぎりぎりまで、約1カ月ほど前まで、来るものか来ないものかはっきりわからん、かなりやきもきをしたようでございます。

だから、私が先ほど町民祭のことを言いましたけれども、文化協会の行事の中に日韓交流のカラオケ大会をすとか、そういう規模じゃなくて、もうちょっと大きな町民祭を催して、そこで韓国の驪州市のほうに招待状を送ったらいいんじゃないかと思います。

文化協会の文化祭のある1ページのある部分だけをとって、そこに驪州市の市長さんを初め、民間の方々を招待するというのは、非常に寂しいですね。極端に言うと、私は寂しいです。そういう観点から、もうちょっと早目に、文化協会におんぶされることなく、上峰町自体で催しを行って民間交流をこういうふうにやってもらいたいと思います。

再度、御答弁をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

田中議員の御指摘でございますが、お言葉を返すようでございますけれども、議会の日韓カラオケ大会の御提案は、たしか記憶では3月議会にいただいたものだと思います。2月に訪韓した後にそういう話になりまして、3月当初予算、いわゆる予算査定を終えた後の一般質問で受けた後の流れで理解していただきたいと思いますが、当初予算には当然、日韓カラオケの単費としての費用は計上されておりましたが、そのとき考えたのは、剣友会という組織同士のソウルとのつながりがあり、始まった日韓交流であれば、驪州市とのルーツについても新たに活性化として位置づけながら、剣友会も含めた相互交流ができるという趣旨の補助金をつくるということを申し上げたと思います。それが地域づくり補助金であります。

先ほどまち・ひと・しごと創生室長が答弁した地域づくり補助金につきましては、各種団体、民間、住民の方々が主体的にサークルだったり、団体だったり、メンバー間の活性を図ろうとするときにぜひ御活用くださいということで、たしか当初予算で予算を頂戴し、6月から執行を始めたはずだと思いますけれども、その執行時期が遅かったことについては大変申しわけなく思うわけではありますが、私の記憶では、十分に地域づくり補助金さえ活用していただければ、こちらから予算計上し、向こうから負担なく交流ができるものだというふうに理解をしていたところでございました。

よって、うちの予算措置が遅滞を招いたからというよりも、むしろ向こうの何らかの事情で来れなくなったものだというふうに理解をしているところでございます。

日韓交流につきましては、議員御指摘のように相互交流が基本だというふうには、そこは私も同じ意見でありますけれども、民間の住民の方々、我々も議員の皆さん方から何度も驪州市は理解したからいろんな地域の住民の方々との何というか、範囲を広げながら交流を深めていくべきだという御指摘もいただいておりますので、今後につきましては、民間交流で

主体的に地域づくり補助金を活用していただく、そして、それを促していくような取り組みを強めていきたいというふうに考えているところです。

文化協会としましても、ぜひこの地域づくり補助金を活用しながら相互交流に努めていただければというふうに改めてここで申し上げさせていただきます、答弁とさせていただきます。

○3番（田中静雄君）

町長さんからも前向きな答弁がございました。ぜひ実現するように、そして、創生室長さんのほうからもバランスよく民間の交流もやっていかなきゃいかんというお考えが示されました。よろしくお願ひしたいと思います。

ところで、ことし振興委員会のほうで鹿児島の大隅半島の柳谷というところに行ってきました。そこで、ちょっと柳谷の紹介をいたしますけれども、そこで何がやられているのか。

そこは、あるリーダーの方が、一つの集落単位で地方創生をやり遂げるためには行政に頼っているだけではいけないということで、みずから地方創生に取り組んだまちです。まちといえますか、集落です。約300人ほどの世帯のところですよ。

その地方創生で、サツマイモをつくって、そのサツマイモが「やねだん」という焼酎、またはでん粉に加工されておりました。その地方創生のやり方について、どなたか知りませんが、韓国のある方が非常に共鳴を受けて柳谷を訪問されたようでございます。

それで、柳谷の地方創生のやり方について非常に感銘を受けて、韓国のほうに居酒屋を開設したと。現在もその居酒屋は、非常にお客さんが多いようでございます。これも民間の交流から始まっているわけですね。

そして、韓国の方が柳谷のつくっているコシヨウ、トウガラシというんですかね、コシヨウに興味を抱いて、柳谷のコシヨウは立派なコシヨウだということで、それをぜひ韓国でも使わせてくださいということで、今は柳谷のほうから韓国にコシヨウの輸出を始めているようでございます。

どうでしょう、上峰町も韓国の驪州市と交流を始めております。これも、生徒だけじゃなくて民間の交流をすることによって、さらに上峰町のいいところを韓国に広めていくいい機会になるんじゃないかと思ひます。そのきっかけとして、上峰町の町民祭を開いて——仮称です。町民祭を開いて、そこで驪州市の方々を招待して、いろんな農業、いろんな文化、いろんな方面に向かって交流ができる機会があるんじゃないかと思ひます。それを2年や3年先にできるとは私思ひません。10年、20年先に結果が出るかもわかりませんが、その下準備として、先ほどから1番目に申し上げました（仮称）町民祭の開催でございませう。

どうかそういう期待も含めて、今後、日韓交流のあり方を考えてもらいたいと私からの希望でございませう。要望でございませう。

この項目に対しては何か反論があったらいいですけども、何も反論がなかったら答弁は

要りません。私の要望を伝えて、この項の質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項2、三上北（請願済み）道路の整備について、要旨の1、現在の進捗状況はどうかについて答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

おはようございます。3番議員の質問要旨の2番目の三上北（請願済み）道路の整備についてということで、1番目の現在の進捗状況はどうかということの御質問でございます。

御指摘の道路整備につきましては、以前から再三、請願事項でも御指摘がっておりますけれども、また、幾度となく地元からの要望があつている中での、いまだ整備の段階まで行っておらないということにつきまして、大変心苦しく思つておるところでございます。

この請願道路3路線のうち、三上北の南北1号線につきましては、昨年来、防衛省に同じ請願道路でございますが、これは三上変則五差路ということで、町道下津毛三田川線になりますが——と一緒の路線で要望していることにつきましては議員御承知のことと思っておりますが、九州防衛局へもこの事業の採択の際の格段の配慮ということで要望して、協議中であります。

要望している2つの路線につきましては、採択ということが今現在におきましても不透明な点もございまして、今までの答弁の繰り返しとなりますけれども、この路線につきましては、防衛省の採択状況を見た上で上司と協議をしながら今後の判断を仰いでまいりたいということで考えておるところでございます。

また、ほかの2路線につきましては、ほかの補助金なり交付金等の整備を検討しておりますけれども、三上北南北1号線の整備の予算の確保の推移を見ながら、並行して計画をしてまいりたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

私は3月にもきょうと同じような質問をいたしました。今、課長さんが答弁された内容というのは、3月にも聞きました。防衛省に行かれたのは、多分去年の7月ぐらいじゃなかったかと私は思います。

今の答弁の中でも、進んでいないような心苦しいという答弁がございましたけれども、なぜ進まないのでしょうか。その後、要望活動、陳情活動をされたのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○建設課長（白濱博己君）

議員のほうからなぜ進捗しないのかということでございますが、私ども本省には議員御承知のとおり昨年要望しておりますが、今年度につきましては要望はしてありません。

なぜということでございますが、九州防衛局のほうには事務折衝ということで、本省から

の連絡等、また事務的なことで協議をしておるところでございますが、北の南北線の道路とそれ自体の分につきましては、私どもは3路線のうち一番早く実施したいということで考えておるところではございますが、補助率の高いところということで防衛省の補助に向かってお願いしておりますが、その路線だけというふうなものと、それから、先ほど言いましたように東西の下津毛三田川線の分につきましては一緒にしておりますが、北側の南北線につきましては、ちょっと採択が正式ではございませんけれども、その路線だけにつきましては、ちょっと不透明でいい返事がいただけないというふうな状況でございますが、私ども要望している段階では、その方向でお願いしますということで進んでいる状況で、まだ正式な協議が来ないというふうな状況でございます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

九州防衛施設局ですかね、あそこにはどうでしょうかね、足を運んでおられると思うけれども、ちょっと定かではありませんね。

昨年7月ごろ行かれて、もう1年半まではないけど、大方1年半近くなりますよね。その間、要望活動、陳情活動がやられていないというのはどうでしょうかね。もうちょっと頑張ってもらわないと、話が先に進むわけがないですね。私はそう思います。

そこで、町長にお伺いをいたします。

今、特に三上北の中央部分の道路が——三上全体でもいいんですけれども、どのような状態になっているのか、認識をされているのかどうか、町長さんにお伺いをいたします。

○町長（武廣勇平君）

三上北の道路につきましては、先ほど課長が申しあげましたように、防衛省の理解がまだ不確実なところがございまして、南北道路につきましては、避難道路としての接続が縦につながっていくようなイメージで考えられるということですが、東西道路については理解をしていただけないというような状況がございまして。

ここにつきましては、周辺の住民の皆さん方も含めた避難をとという考え方をもち込むことによって防衛補助を獲得したいというような考え方で、今後については説明を申し上げていきたいというふうに思っております。

また、お尋ねの三上北地区についての道路状況でございますが、部分的にはことし、一昨年度と比べまして約10倍の予算をもって、凹凸であったり、たわみ、あるいはひずみ、クラック等々ある道路の状況を改善に向けて予算化はしているところでございますが、まだまだ不十分なところもあるというふうに認識しております。

行政としましては、3月末時点で確認した上で今後の対応、さらに傷んでいるところから予算の箇所づけをしていくことが大切だという視点で、先般行いました道路性状調査等を基本的な優先度の基準とまず位置づけながら、加えて住民等々の要望、あるいは議会の皆様方

による声等を総合的に勘案しながら予算づけを行っていくべきものというふうに理解をしているところでございます。

また、財政健全化に伴いまして、こうした予算づけにつきましては、格段に改善されていくものというふうに考えているところです。

以上です。

○3番（田中静雄君）

町長さんの考え方についてはわかりました。その考え方を考えるだけじゃなくて、精力的な行動に移してもらいたいと私、希望いたします。

三上北の道路の中央部分というのは、約200メートルぐらいですかね、既にステップバックをされて、5メートル近くの道路幅になっております。その三上北の南北1号線というのは、平成14年何月でしたかね、6月か9月の議会で請願書が採択されました。同じく請願書に出しておりますけれども、三上2号線、あれも町道でございます。

これは、3月の建設課長さんの答弁の中から引用しますと、平成4年6月の議会で採択されたという答弁がございました。平成4年といいますと24年前ですよ。三上北1号線というのは14年前です。そこで町道に採択されたと。いまだかつてどのような町道としての管理をされているのか、非常に疑わしいと私は自分で思っています。

私の記憶では、四、五年前に――学童もそこを通ります。そこで、部分的に砂利を入れてくれないかということで、部分的に砂利を入れてもらいました。そして、ことしの6月、梅雨前に課長さんをお願いをして、砂利を入れてもらいました。その延べ長さといいますと、約220メートルぐらいあると思います。それくらいの砂利を入れてもらいました。だから、今、その部分については車も通るし、学童も通りやすくなったということで、ありがたいというお声を聞いております。

14年前、24年前に町道に採択された道路が、今まで管理という管理がされていないと自分では思っております。このことについて、町長さんにお伺いをいたします。

十年一昔といいますけれども、14年、24年前に町道に採択された道路がこれくらいの管理でどうでしょうか、大したこともやられていない、そのことを異常と思いませんか。町長さん、お願いします。

○町長（武廣勇平君）

議員にお答えを申し上げます。

長い年月がたっていることにつきましては、行政として、さまざまな課題とその解決に向けた環境がなかったものであるということはこの間の経緯として私は理解しているつもりでございます。

財政状況が実質公債費率23.7%で、九州・山口でワーストワンになった22年、その前後、地方交付税が三位一体改革で減らされていったときに、直接の道路予算であつたり、大規模

な公園整備であったり、あるいは箱物行政で負債を多く抱え、その中で行き詰まった経緯をぜひ思い出していただきたいと思います。そのため、財政健全化に取り組むことがまず私の役割だということで、なかなか道路について十分な整備ができなかったことについては我慢をお願いしてきたわけでございますので、住民の皆様方に我慢をお願いしてもらったことにつきましては、財政健全化が進む部分について、弾力的にその予算を住民サービスに振り向けていきますということで整理をして答弁してきたつもりであります。

先日、私は広報紙に「ガチョウと農夫の卵」のイソップ物語の話を書きました。財政ができたから、財政が健全化したからといって、全ての予算を一気にその道路行政につぎ込むというわけにもいきません。ただし、サービスの拡充については効果の高いものからやっていきたいというような視点で、今後については必要性の高いもの、また、健全化の状況を見ながら徐々に対応していくということであるべきだというふうに考えているところでございます。

農夫とガチョウの話はこういう話です。毎日1個、金の卵を産むガチョウを農夫が見つけたと。それを飼って農夫はお金持ちになったと。ところが、だんだん1日1個しか金の卵を産まないことに対する不満を持った農夫は、そのガチョウの腹の中を探って、腹を切り裂いて、金の卵を取り上げようとしたらガチョウも死んでしまったという話でございます。

財政についても同じことが言えて、要望というものはかなり多く上がってきますが、できる範囲というのは限られております。よって、できるところから当たっていく基準として、やはり必要性の高いもの、また、定住促進がまちの目指すところであれば定住促進につながるもの等々からやっていくというのが公明正大な予算づけの方法かなというふうに思いますので、確かに御指摘の道路につきましては、なかなか進んでいないというところについては心苦しく思っているところでございますが、なるべく補助率の高い補助金等々の活用をしながら考えていくべきだというふうに考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

上峰町の財政再建が優先すると、財政が非常に逼迫いたしておりました。その辺は十分私も理解をしているところでございますけれども、先ほども言ったように、14年前、24年前に町道に査定されたのがいまだかつて進まないということは、私は何度考えても異常だろうと思います。

それは、何回も繰り返すわけにはいきませんからこれでやめますけれども、私は3月の議会でも質問いたしましたが、三上の住民の自衛隊現役の方から、自衛隊の訓練という目的で仕事できないのか、そしたら非常に安く上がるということで提案を受けて、じかに2人でしたかね、武廣町長に相談に行ったことがあります。

だから、そういうことがありましたけれども、訓練という目的では、耳は傾けてくれまし

たけれども、実行には移してもらえませんでした。ところがどうでしょう、余り大きな声では言えないと思いますけれども、はっきり言うておきます。現在、西峰東西3号線、これが自衛隊の部外工事ということで話が進んでいるようでございます。

私は、7年か8年前に町長にお話ししたことです。自衛隊を使って訓練という目的でやってくださいということ言った覚えがあります。ところが、逆に西峰東西3号線のほうにやられると。私は、三上の住民から「田中さん、あんたの顔、丸潰れじゃないですか」と言われます。私は、私が悪いのか、行政のほうが悪いのか、財政がもちろん苦しかった、財政的に苦しい場面があったと思いますけれども、「田中さん、あんたの顔丸潰れ」、もともとそんなにいい顔をしておりませんから仕方ありませんけれども、非常に私は残念に思います。

かといって、西峰3号線のことを反対するわけでもございませぬ。そこはそこで大いにやってもらわにゃいかんということで大賛成でございます。

それはそれとして、ぜひとも来年度からでも具体的に、計画的にやれるような草案づくり、この辺のことも考えてもらって、一年でも早く実現できるようにお願いをしておきたいと思ひます。

この項については終わります。

次に進んでください。

○町長（武廣勇平君）

大変田中議員の切実な思いというのはよくわかるのですが、お顔を潰すようなことをしたというふうに言われたと思いますけれども、基本的には、何でもやはり顔を立てる、顔を潰すということではなく、事業効果というものをちゃんと考えながら予算づけはされるべきであるし、傷んでいるところがあれば——基本的にはですよ、基本的には傷んでいるところからやっていくということが必要なのではないかというふうに思っておりますし、加えて申し上げますと、我々が西峰3号線を部外道路としてここをやっていただきたいということで申し上げたわけではございませぬ。三上地区全体を見た上で自衛隊のほうに選んでいただいたという経緯がございませぬので、その点は、すえひろ総務部長にももう一度きょう会いますので、確認をした上で、私どもが恣意的に3号線を事業部外道路として認定していただきたいということを申し上げたわけではないということをお伝えしておきたいというふうに思っております。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進んでよろしいでしょうか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

それでは、要旨2、今後の取り組み計画はについて答弁をお願いいたします。

○建設課長（白濱博己君）

2番目の今後の取り組み計画はということでの御質問でございますが、先ほどから申しておりますとおり、防衛省ということでの協議をいたしております現在なものですから、それ

に向けて町としても協議を加速し、また、九州防衛局の担当には、今年度、課長様、それから課長補佐、専門の係長ということで、ほかの案件ではございますが、来町していただいて、私どもコンタクトをよりよくとったという経過もございます。

今後につきましては、この採択状況、特に南北線ですか、そのこのところの協議を正式な形での判断、採択をとにかく加速していただきたいということと、私どもも計画を早くしなければなりません、そういった形で進んでいきたいと考えております。

それから、先ほどの町道の管理ということで、町道は当然町が管理すべきものです。舗装はしておりませんが、今後も砂利散布等々をしながら、通学路等々もありますので、地元から要望がございましたヤクルト住宅1号線につきましては、早急に砂利散布をするような形で計画をしておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

上峰町行政の考えということは、以前から何回も聞いておりますのでわかります。

そこで、今後進めていくために、考え方だけではなくて、一つのスケジュールをつくって、いついつまでにはこういうことをやろう、いついつにはこういうことをやろうと、そういうスケジュール的なこれからの今後の計画というのはできないものですかね。その辺をお伺いいたします。

○建設課長（白濱博己君）

道路整備事業の計画ということでございますが、一般的なことでございますけれども、補助事業なり交付金等で対応するに当たっては、事前協議がございますが、その前に町とすれば実施計画なり用地取得、それから、用地取得及び工事の実施なり、3年から5年かかるものだというので私ども思っておりますが、まず、防衛のほうでの補助ということで私ども目標を持っておりますものですから、まずはそこに採択できるかできないかということの判断をいただいた上での計画ということで思っておるところでございます。

ということで、今後もそういう形で思って精進したいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

防衛省からの採択を受けてからの計画になるということ。では、要は採択を受けるために、一日でも早く、一年でも早く採択を受けるためにこれから要望活動を精力的にやってもらって、町長さんの政治能力を最大限に発揮してもらいたいと私は思っております。

要望だけでこの項は終わります。

次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

要旨3、防衛省からの補助金で段階的に基地周辺の整備事業ができないかについて答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

3番目の、先ほど防衛省からの補助金で段階的に基地周辺の整備事業ができないかということで、議員、お手元に資料を配付させていただいておるかと思いますが、この資料につきましては、平成23年からことしの見込みまで資料を差し上げております。

平成23、24年につきましては、ほかの課、例えば住民課、健康福祉課、総務課、文化課とありますが、建設課に関係しています道路関係では、平成24年度に三上、西峰地区の排水路改修工事を実施しておりますところでございます。これは6,500千円の交付金をいただいて事業をしておりますところでございます。

それから、平成25年からことしで4年目になりますが、八枚坊所新村線、それから前牟田南北線につきまして、防衛のほうと協議をいたし、来年までですけれども、5年間の計画で事業が今現在進んでおりますところでございます。

平成25年度につきましては、試験ということで673千円、それから、平成26年度につきましては34,388千円、平成27年度につきましては36,275千円、ことしにつきましては、見込みでございますけれども、交付金37,044千円ということで、この道路の分を今現在は100%いただいて工事を整備ということで、おかげさまできれいな道路整備を実施しておりますところでございますが、29年までということでの計画が現在あるところでございます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

特定防衛施設周辺整備調整交付金、どこに使ったのかという資料をいただきました。このことについて若干質問をしたいと思います。

特定防衛施設周辺というのはどの辺を指すんですかね。上峰町全体を指すんですか。その辺の見解をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

特定防衛施設の周辺整備調整交付金につきましては、特定防衛施設関連市町村という市町村——自治体全体に対して配っていく、いわば迷惑施設という位置づけの補償的性格を帯びた交付金でございます。

道路等に活用を現在しておりますが、用地買収等には使えなくなっておりまして、補助金と若干性格が違うものだという理解をしていただければと思います。

○3番（田中静雄君）

この交付金というのは、その地方自治体に交付されたものだという答弁でございました。お隣の吉野ヶ里町の例をひとつ参考にしてください。

吉野ヶ里町もその交付金の使い道というのは、福祉課で使うこともあるでしょう、住民課で使うこともある、いろんな分野で使います。地方自治体に来たお金という考えがあったですよね。これからよく聞いてくださいよ。

ただし、建設課で使う場合、建設課で使う場合は立野に使うんです。吉野ヶ里町の大字立野字立野にこの交付金というのは使われております。これは行政のほうの考えも、ヘリコプターの騒音で非常に迷惑をかけているという関連で交付金がおりに来ていると私は思います。

この立野に使う——隣のまちです。立野に使うということは当然のことだということで、建設課で使う場合には立野で使っているんです。よそでは使っていないです。非常に基地周辺、直近の周辺の方々にありがたいことだということで、外灯をふやしたり、それから、道路の整備をやったりということで、いろんなインフラ整備に使っております。立野は立野、上峰町は上峰町という考えはあるかもしれんけれども、そういう基地周辺の直近の住民の方々にインフラ整備をしていくと、当然のことだと私は思います。どうでしょうか。

この資料、全く関係ないですもんね。三上だけじゃないです。ヘリコプターが立ち上がる時、郡境でもかなりの騒音がいたします。その周辺のインフラ整備に使うことはできないのかどうかということで質問をいたします。

○町長（武廣勇平君）

この特定防衛施設関連市町村調整交付金は、平成23年に当時政権交代をした上で事業仕分けの対象になり、インフラ等ハード整備にのみ充当していたこの補助事業について、効果とその目的というものが離れてきているのではないかと。要するに十分にインフラ整備が道路等された地域においても、建物であったり、箱物であったり、そういった予算の使われ方をしていることにメスが入って、ソフト事業への延伸がされた年に本町においては特定防衛施設関連市町村ということで指定を受けております。

その意味は、ヘリコプターの離発着回数と、また、その騒音の大きさ、すなわちウイングの高周波で今、回っておりますけれども、こういう音がかなり周辺に迷惑をかけているということであるから補償的性格を帯びた予算でありますので、直接住民の皆さんに影響が軽減できるような、影響に伴う補償というふうな理解がされるような事業の使われ方が求められるというふうに思っております。

近年は、確かにハード整備をしてきたところで、それらの趣旨に沿ったところでの使い方ができていなかったのかもしれませんが、八枚坊所新村線につきましては、既に用地買収の必要がなく、舗装等だけでできるということで、三上とはちょっと状況が違うというふうに理解をしているところです。

すなわち、買収が必要なものは補助金で対応するのが補助対象になりますから、交付金につきましては用地買収等に充てられないということで、町全体の財政状況を見た上で、より効率的に住民の皆様方に予算の使い方として誠実な対応は何かといったときに、交付金につ

いては三上北には充てず、補助金として防衛省に要望していくことが最も適切ではないかという結論に至っているところがございます。

29年まで八枚坊所新村線はございますが、その後の対応につきましては、今後の検討ということに行政としてはなるだろうというふうに理解をしております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

若干しつこい部分があるかと思えますけれども、私の気持ち、考え方は伝えていきたいと思えます。

この交付金というのが、何年前ですかね、増額されました。そのときに住民たちは何を思ったのか。少しはその地域のインフラ整備をやってくれるんだらうという期待感がありました。ところが、なかなか交付金を使つての整備というのがやられていない。上峰町の自前のお金でインフラ整備は幾らかやってもらっていますけれども、交付金を使つてのインフラ整備というのはやられていない。

それで、このほかに請願書を出しておりますけれども、そのほかにもさまざまなふぐあい箇所が、もちろん建設課のほうには連絡しておりますけれども、直してもらえんだらうかということによっておりますけれども、さまざまなふぐあい箇所もこの請願道路を施工したときにやりましょうというお話をされたことも覚えております。

請願道路が施工したときと、いつのことになるかわからんような状態です。そのときにやりましょうなんか言われても、今思えば、ちょっとほど遠い話ではないかと自分では思っています。

これは、別に答弁は要りませんが、そういうことがありました。

それで、なぜ質問要旨の中に3番目として防衛省からの補助金、交付金でできないのかということを上げたのは、請願道路の分が防衛省の補助金としてはなかなか前に進まないから、形を変えて交付金の使用ができないのかどうかということの質問趣旨から上げました。ぜひとも住民の気持ちを十分に酌んでもらって、来年まで何か決まっているみたいですが、それはそれとして、29年度からでも徐々に計画にのせていくという姿勢を示してもらいたいと思えます。これからよろしく願いいたします。

この項についての――もう1本ありますけれども、三上北の中央道路の部分、既に200メートル近くステップバックして5メートルぐらいの幅がありますけれども、その周辺の土地というのは、農地というよりも雑種地になっております。ステップバックしたけれども、いつやってくれるのかいと。雑種地ということで、税金は農地と違います。高いんです。いつまでこんな高い税金を納めにやいかんのだろうと、かなり憤慨をしている地主の方がおられます。その辺もお伝えをして、これから精力的にやってもらいたいという要望をして、この項の質問を終わります。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと二、三、きちっと訂正はしておかなければいけないと思いますが、先ほど議員が周辺整備交付金でインフラ整備等には充てていないとおっしゃいましたが、これはきちっと24年度から28年度まで、今は坊所新村八枚線といいまして、野菊の里から八枚のほうの県道に接続する道路に充てておるところでございますので、ここについては、むしろ交付金はハード事業に充てている年数と予算のボリュームとしても大きいということは、ちょっと訂正として申し上げさせていただきたいと思います。

加えて、先ほど言われました、確かに議員は三上地区選出で三上の有権者の方々の要望をお聞きしながらそれを実現するというとも言われていることだろうなと想像しながら、この間、ずっと三上地区の道路要望を言われているところはよくわかります。

ただし、ぜひお考えいただきたいのは、小選挙区制度になっていませんので、町全体の住民の皆さんから選ばれた議員としての俯瞰的な視点もぜひ考えていただきたいと。

今まで我慢をお願いしてきて、かなり傷んだ道路が既にあると。よって、新設道路は、既存の穴がほげているとか、へこみ、たわみがあるというものを直した上で、財政がぐっと改善してきたときにやっていくべき課題だということで、時間がたったということでございます。

よって、いろんな御要望等をかなえたいというお気持ちはもちろん重々承知しておりますが、基本的には傷んだところ、あるいは性状調査を基本としながら考えていっているということをぜひ住民の皆様方にも御理解いただいて、その部分がしっかり伝わると住民の皆様方にも理解いただけるものだというふうに私は思っているところでもございます。

よって、今後とも田中議員の御指摘を真摯に受けとめてやっていく所存でございますので、ぜひ御了解、御容赦いただければというふうに思いまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

質問事項3、小・中学校給食費の無料化について、要旨1、無料化に至った経緯はについて答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

議員の皆さん、おはようございます。ただいま田中議員のほうから小・中学校給食費の無料化についての要旨1番、無料化に至った経緯はという御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

平成28年の第1回、3月でしたけれども、上峰町議会定例会がありました。それからまた、第2回6月の上峰町議会定例会の一般質問におきまして、子育て支援として保護者の経済的負担の軽減というような意味合いから、学校給食の全面免除についてはどうですか、無料化にしてはという質問を受けたところでございます。その議会答弁に関しましては、既に皆

様方御案内のとおりだと思っております。

そういう御提案を受けましたので、教育委員会として協議いたしまして、学校給食無料化をお願いしていくということに至りました。これが無料化に至った経緯でございます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

過去には、議員のほうから子育て支援ということで無料化についての質問があったと思います。私も質問に立ったその一人であります。

だけども、私があるときの質問というのは、財政的にも非常に苦しいと思うので、一番望ましいのは一気に完全に無料化するのがいいんですけども、よその自治体におくれをとらないように段階的に無料化の方向に向かってできないのかという質問をしたつもりでございます。完全無料化のことは全く言っておりません。

それで、無料化にするということが、9月の定例会で教育長のほうから答弁がありました。私はその話を聞いてびっくりいたしました。いつこんなに上峰町が裕福になったんであるのかとびっくりいたしました。

だから、この無料化にはもちろん教育委員会でも検討されたことだと思いますけれども、慎重にやっていったほうが良いという意見はなかったんですか。あったんですか、なかったんですか、その辺をお伺いいたします。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

教育委員会といたしましては、6月の議会を受けまして、教育委員会で子育て家庭の支援についてという話をさせていただきましたし、また、7月の定例教育委員会でも学校給食の無料化についてお話をさせていただきました。

その中では、委員の皆さんの中からは、財政的に補助をしていくということになりますと、やはりそれが継続的に続けていけるというようなことが絶対大事だよということ、それは私どもとしては、財政のことについてというよりも給食無料化という形で取り組んでいくということで進ませていただきます。だから、慎重にという考えがそこになかったということではありません。一度やったら、きちっとそれを補助していただきたい。私のほうは、固定経費として支援、補助していただけるような形をお願いをしていきたいということで教育委員会の意見の一致を見たところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

私も、安心して子育てできる環境づくりというのは非常に大事なことだと思っております。

これはいずれ——いずれじゃないですね、議案審議の中でも検討されることと思っておりますので、深くは質問いたしませんけれども、次に進んでもらいたいと思っておりますが、議長さんにひ

とつお願いがございます。

質問要旨の2番と3番、同時進行でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（寺崎太彦君）

そしたら、要旨2番と3番を続けて、無料化に伴う費用は、財政的に大丈夫かと、段階的な給食費減額の考えはできないか、まとめてお願いいたします。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいま田中議員から無料化に伴う費用のことについて、財政的に大丈夫かということからお答えさせていただきます。

その点におきましては、先ほど申し上げましたように、教育委員会でも十分にそのところはどうか、一度したらということで、今さっきお話をしたとおりです。十分に検討した点はどこにあるわけです。だけど、申しましたように、学校給食無料化という学校給食費の補助は固定経費でお願いしたいと、一般財源を充てていただきたいということでまとめさせて、財政のことについてはそれだけのことで、教育委員会では申し上げる答えは持っておりません。

それから、3番目に段階的などということをお尋ねでございますけれども、段階的なことにつきましては、教育委員会ではその考えは採用いたしませんでした。子育ての支援でございますので、これは何か一過性の補助を出すというようなものではなくて、支援という形であるならば、きちっと全部の児童・生徒に手厚くいくと。何かあったときに補助してもらい、その子供さんだけがもらうというのではなくて、この際、子供さん全員に支援をしていく。子育て世帯の保護者に経済的補助ができていくと。その経済的な補助もありますけれども、教育委員会では、やはり教育委員会ですので教育という立場でどうだろうかということでございます。

ですから、この支援をすることでどういうふうに教育的効果があるかということも考えなければいけないということで、いろんな資料をもとにしながら、学校教育以外などの活動がございますので、そういう費用で学力がどのくらい伸びるかという資料もございましたので、検討させていただいて、上峰の児童・生徒に教育的効果をさらに上げて、学力向上に結びつける学校給食無料化という取り組みを進めさせてもらいますということで、今現在に至っているところでございます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

財政的な余裕についてお尋ねでございますけれども、教育委員会としては、学校教育の観点から財政的なところの見地については考える材料も情報もございませんので、恐らく要望という形で来ておるわけでございますので、私のほうから財政的なことについては答弁すべきものとして答弁させていただきますが、よく言われるように、ことしの――パネルを見て

いただきたいと思います。年度末の基金残高と借金の起債の残高ですね、グラフにしております。

確かに27年度は伸びておりまして、基金残高があるから学校給食費無料化が進んでいるのではないかというような誤った伝わり方をしているところがございますが、先ほど教育長が申されましたように、こういう事業については恒常的に取り組まなきゃいけない事業でございます。単年度でふるさと納税資金をもとに、原資としてふるさと納税があるから財調が積み上がったから行っているということではございませんで、財政悪化につながらないかという御指摘については、今は複式でないために、単式で予算書ができていますから、お金の入りと出の記載しかない予算書しか今はございませんから御心配されていると思います。私は全くつながらないというふうに思います。

そのよううわさができないように、平成29年から財務3表、バランスシート、コスト計算書、資金収支計算書等の作成を、平成26年に健全な財政運営に関する条例を県内初で制定させていただきました。これは行政の現金の活動資金の流れというものも見るができますので、こういった貯金、借金の額だけで判断するのではなくて、実際、財務活動によるキャッシュフロー、すなわち借金の返済額が当該年度にできる借金の額を上回らなきゃいけないと。——言い方が間違っていますね。借金の返済額を当該年度にできる借金額は下回らなきゃいけないと。そうすることによって借金がどんどん減っていくというルールじゃないですか。

ぜひ見ていただきたいのは、財務活動において、キャッシュフロー計算書が今後出てくると思いますけれども、当時のピークの返済額というものよりも今現在の返済額というのは110,000千円ほど軽くなっているということがございます。もちろん扶助費等はそれにも増して増嵩しているという現状もありますが、これらは交付税措置されるわけでありますから、逆に言うと、借金がピークのときより110,000千円少なくなっているということは、言いかえれば弾力的にサービスの拡充につなげるということもできるわけでありまして、それを端的に示した施政方針上の私の言葉が財政健全化するに従ってサービスの拡充をしていきますということがございます。

その上で、なぜ給食費無料化に予算づけをしたかということで申し上げますと、30代、40代の方の転出というものが非常に多く散見されて、特に30代、40代で子がいる世帯、平成27年4月から平成28年11月末を見ましても、65世帯が転出されているということがございます。

そういう意味で、給食費無料化は他の市町がやっているという現状も確かにございますが、そういう視点だけではなく、定住をそのまましていただくための、人口の社会減を減らすための取り組みとしてかなり有効ではなかろうかと判断をしましたので、私としては計上させていただいているということがございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

町長さんからの御答弁では、財政的にも若干の弾力性が出てきて大丈夫だろうというお話ではなかったかと思います。

9月の定例会で教育長が無料化について宣言をされました。その後、私はいろんな人が集まる会合で学校給食についてどう思いますかというお話をしてきました。それは中には、保護者の方は喜んでますよ。喜んで非常に助かるけれども、財政的に大丈夫でしょうかねという不安の声も一方にはあります。

それで、教育長がそういうふうに9月の定例会で答弁されて、そこで私がこれに反対するということになると、あの田中議員が反対したからどうのこうのということで悪者扱いになってしまうんですね。非常にやりにくいですね。そう思いませんか。そういうこともあって、非常に自分ではやりにくいと思います。

ですから、もう時間ありませんから私の要望だけ言っておきますけれども、財政的には大丈夫だということですが、今はふるさと納税で若干の余裕が出てきていると思いますけれども、このふるさと納税についても、私個人としては地方自治体によっては商業主義的に発している部分もあると思います。これで全国的に見直す時期が来ると思います。それは私の予想ですよ。そのときに、これはできないということで絶対に後ずさりはできないんですよ。その辺も踏まえて慎重に考えてもらいたいということを要望して、私の質問を終わります。

○町長（武廣勇平君）

田中議員には繰り返し申し上げますが、ふるさと納税を財源とするものではございません。ふるさと納税は、おっしゃるように制度によってなくなることも想定はされますので、これを財源に給食費無料化を実現しようとしているわけではないということで、ぜひ住民の方々にもお伝えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時15分 再開

○議長（寺崎太彦君）

それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

1番向井正君よりお願いいたします。

○1番（向井 正君）

皆さんおはようございます。1番向井です。議長より登壇の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

ことは、大きな被害をもたらした熊本地震発生後も日本列島各地で地震が頻発し、また、今までにない規模の台風、大雨といった自然災害により各地に大きな被害をもたらしております。改めて自然災害への備えということ、町を初め私たち一人一人が考え、見直すべきかと思っております。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、かねてより質問させていただいておりましたが、上峰町空き家等の適正管理に関する条例、これを今回整備され、平成29年4月1日より施行予定ということで上程もされており、今後、親法とこの条例のもとで空き家対策が進んでいくものと願っております。

そこでお尋ねしたいのは、町内におきましては、新築住宅がふえている一方で空き家の数も増加しているのが現実でございます。そういった空き家をいかに有効活用していくかという意味でも、空き家バンクの開設が必要ではないかと思うのでございますが、お考えをお伺いいたします。

2つ目に、町の活性化についてでございますが、1点目に、新聞等にも載っておりますが、鎮西山を活用し年度内にトレイル・ランニング大会の開催を計画中ということがありましたが、この計画の進捗についてお伺いいたします。

2点目に、国のほうでも地域活性化策として観光振興に注目をされており、今後、力を入れていくということでございますが、町としての今後の観光振興について、お考えをお伺いいたします。

3つ目に、高齢者の介護サービスについてでございますが、要支援向け一部事業が新年度より市町村に移行するとのことでございますが、移行後の介護サービスの影響についてお伺いいたします。

最後に、堤地区の八藤丘陵が接します交差点の事故防止対策ということでございますが、昨年3件、ことしも9月に大きな事故が発生しております。今後の事故防止対策ということでお伺いいたします。

以上、4項目について質問したいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、空き家対策について、質問要旨、空き家バンクの設置はについて答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

皆さんおはようございます。1番向井正議員の御質問でございます。質問事項の1、空き家対策について、要旨の1、空き家バンクの設置について、私のほうから述べさせていただきます。

きます。

今議会定例会におきまして、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、平成29年4月1日施行予定で、上峰町空き家等の適正管理に関する条例、または規則、それに伴いまして、委員会の要綱等を上程させていただいたところでございます。それに伴いまして、実施計画を策定いたしまして、空き家等の対策を今後推進を図っていきたいというふうに考えております。

その計画の中におきまして、また、空き家バンク制度についても要綱等を今後制定いたしまして、要綱に沿って空き家バンク制度を有効活用していくというふうに考えているところでございます。

このバンク制度の内容につきましては、空き家の売却や賃貸を希望する所有者の方からの申し込み等により登録されました情報を、空き家利用者の希望者に対しまして、町が情報を提供いたしまして、空き家を有効活用していただき、先ほど来、議員もおっしゃいましたとおり、定住促進、また、定期的な利用を通しての地域コミュニティの活性化を図ることを目的というふうに捉えておるところでございます。

そのため、今現在、環境係で把握、管理をしております空き家情報の精度を高めるために、まずは空き家の所有者の情報等の把握、所有者の方の空き家に対する意向、今後どうされたいのか、どう考えてあるのかを調査する情報集めを平成29年度中には行い、空き家バンクの運用を開始し、登録者、利用者を逐次ふやしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、利用者をふやして空き家の数を減らしていくということは、さらには特定空き家の当然にして抑止対策につなげていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、このバンク制度につきましては、宅地建物取引等の業者の仲介による個人間の契約が必要になると思います。宅地建物取引業界等の民間業者の参画を行政側から働きかけることも、今後は必須になるということとっております。このような要件、または課題等をクリアしていきまして、実施に向けて準備をしまいたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○1番（向井 正君）

今、福島住民課長から御説明いただきました。課題をクリアして、今後準備を整えていくということでございます。

いろんな事情により、この空き家が存在しているかと思うのでございますが、この空き家の所有者にとっても悩みと申しますか、頭が痛いのが、管理の面であったりとか、それから、活用したくても相手が見つからず、結果的に放置されたままになって、さらに傷んでいくという、そういった現実があると思います。

反面、昨今は生活様式というものも大分変わってきてまして、退職後は田舎でスローライフをとるか、または伸び伸びした環境で子育てをしたいといった、そういった子育て世代の希望

も随分ふえております。

活用したい側と、そういった利用したい側の両者をマッチングするのが、この空き家バンクかと思うわけですが、まず、このバンクに登録される所有者の方の登録規定ですか、そういったものと、それから、利用を希望される方の登録規定、そういったものをまず定めていければ、実質的な契約となれば、先ほど課長が言われたとおりに、不動産業者やそういった関係の仕事となるかと思うのですが、そういった規定の構築と連携ができれば、空き家バンクの開設に向かって、それほど時間をかけなくてもできるのではないかと思うのですが、もう一度答弁を。

○住民課長（福島敬彦君）

先ほどの1番向井議員の御質問でございます。

議員おっしゃるとおりでございます。当然、空き家バンク制度というのは個人対個人の間で成立する基本的な制度でございます。そこで、上峰町でスローライフを送りたい、または自然を生かした住環境の中で子育て世代をふやしたいという、そういったニーズも声的には聞こえてくるところでございますので、そういったところは、当然にして上峰町地域の活性化、または定住の促進等に、このバンク制度自体は広く寄与するものではないかというふうを考えているところでございます。

当然、そこには制度の構築ということは、これは必須でございます。バンク制度、基本的には個人対個人の契約、求めている側、または求める側という方のおおの個人間の契約が必要になってまいります。その中には、当然にしてバンク制度の中で個人情報等の、私ども行政が守らなくてはいけない情報の抑止というの必要なところでございます。ですから、そういったところを、今実際、バンク制度に今度上程をさせていただいておりますので、そういったことも含めまして、整備に向けて取りかかりを今しているところでございます。

そんな中で、町独自でそのバンクをやるのか、または実際宅地建物取引業の組合のほうにも事前に連絡をしまして、そういった御協力いただけるものなのかということも調べているところでございます。当然にして、行政のほうでも、そういった動きをされるならば、私たちも協力は惜しまないという回答もいただいているところでございますので、そういったところに向けまして今後進めていきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。空き家バンクの要綱の策定をこれから進めていかれるということでもあります。

この空き家が有効活用できるようになれば、そこに生活も生まれてくるわけです。それによって消費活動というものも伴ってきますので、町の活性化というものにもつながり、また、税収の面でも生まれるといった相乗効果というものも期待できるかと思えます。ぜひスピー

ド感を持って進めていただきたいと思うわけですが、新年度からでも開設できるような取り組みというのができないかと思うんですが、その辺の準備のほどはいかがでしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員の御質問でございます。新年度からでも取り組みはどうかということでございます。

今、要綱につきまして骨格の整備を進めているところでございます。その中には当然、今後空き家に対する町の条例に伴いまして委員会の設置等もやります。その委員会の御意見等も踏まえながら、その要綱等の骨格部分に肉づけをいたしまして、要綱の新年度制定に向けて、ぜひ邁進をしていきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○1番（向井 正君）

来年4月1日より適正管理条例も施行されることですので、この空き家バンク開設も空き家対策の重要な一環だと思うわけでございますので、早期開設ということで、新年度に向けて、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

質問事項2、町の活性化について、要旨1、鎮西山トレイル・ラン計画の進捗はについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の2、町の活性化についての要旨1、鎮西山トレイル・ラン計画の進捗について答弁をいたしたいと思います。

鎮西山でのトレイル・ランニングにつきましては、町の活性化を図る一つの方策といたしまして、来年3月下旬に大会を開催することで調整を進めております。順調に行けば、年明けにでも参加者の募集を開始できるのではないかとこのように考えております。

この開催の検討準備等につきましては、九州トレイルランニング協会に御協力いただいております。コースの下見の結果、林道、そして遊歩道を含めまして、数キロメートルから10キロメートルほどのコース設定が可能であろうというような意見を受けております。今後、こうした意見を参考にコースを確定し、該当する箇所の枝木の伐採等を行うとともに、大会開催に必要な準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（向井 正君）

3月下旬に開催予定ということで、今、計画を進められているということでお伺いいたしました。このトレイル・ランというのは、ロードランニングとの違いというのは、舗装されていない自然環境の中のコースを利用したスポーツということでございますが、今回、鎮西

山を活用しての初めての開催の予定になるということで、県内においても、こういった取り組みというのは初めてじゃなかろうかと思うわけですが、そういった意味で、かなり注目を集めるのではないかと考えております。細かな計画等はこれからだと思っておりますが、大体予想でどのぐらいの規模になるのかとか、あと、内容等で少し詳しく説明できるのがありましたらお聞きしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

先ほど議員からお話ありましたように、佐賀県内で今回初めての開催となります。それで、九州トレイルランニング協会の話によりますと、佐賀県を除く九州各県で既に開催がなされておりますので、今回、上峰町で開催ができれば、その意義は大いにあるということで、さまざま御支援をいただいております。

大会規模につきましては、今、冒頭申し上げましたように、コース設定次第であるというふうに思っております。トレイル・ランニングの競技自体は、もともと舗装されていない野山の中を数十キロほど走るのが、そういった競技でございまして、そういったハードな設定にいたしますと、非常にその競技の選手は喜ばれますが、片や対象者が非常に限られるということで、参加人数、要するに大会の規模としては小さくなっていくわけですが、ですので、むしろコースの設定を少し短目にとることによって間口を広げるというような考えもございまして、その辺は、ちょっと今、先ほど数キロメートルから10キロメートルほどと言いましたが、その中で検討することによって、最終的な参加人数等々の大会の規模が固まってくるのではないかとこのように思っております。

それから、開催の内容については、今、業務の受託業者と詰めておりますが、単に大会を開催するだけではございまして、町の製品のPRというものもあわせてやったらどうかというふうなことを考えております。具体的には、大会の前日に町の食材を生かした、そういったものを振る舞うような前夜祭を行うとか、あるいは大会当日にも、大会の終わった後に、例えば豚汁を振る舞うとか、そういったことを通じて、町の製品のPRができればというふうに考えているところでございます。

以上です。

○1番（向井 正君）

今、室長のほうから御説明いただいて、私もちょっとお聞きしたいことは大体今説明していただいた中で納得できたんですが、当初、数キロから10キロあたりのコース設定もできるというふうな説明がございましたが、今、トレイル・ランニングというのが随分愛好家などもふえて、競技人口としてかなりふえているわけですが、そういった意味でも、なれた方といいますか、そういう熟練された人も多分参加されると思いますし、初めて参加される方もいらっしゃるかと思いますので、そういう何か2通りのコース設定とか、そういうのも考えていただければいいのかなという気がするんですが、先ほど室長から答弁いただいた

ように、大きい大会ですと、その前夜祭からかなり盛り上がったりとか、そういうこともやっているのですが、先ほど説明ございましたように、交流を深めるためのおもてなしとよく最近使うんですけれども、そういうおもてなしみたいなこともぜひやっていただいで、深めていただきたいと思ひます。

それと、もう一つお聞きしたいのは、今回、初めて鎮西山を活用することで、今まで気づかなかった鎮西山の新たな楽しみ方を多くの皆さんに知っていただくチャンスにもつながって、今後、常日ごろから町内の皆さん、それから愛好家、アスリートの皆さんのトレーニングの場としても活用してもらえようになれば、この鎮西山での交流人口の増加、それから、ひいては町の活性化にもつながってくると思ひます。

そういった意味で、今回1回だけの開催ではなく、町としては恒例のイベントとして今後考えていかれるのか、その辺をお伺ひいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

このトレイル・ランニングの大会でございますが、今年度につきましては、国の加速化交付金事業を活用して開催するわけでございますが、来年度以降も、ちょっとまた財源とか、あるいは開催の主体のところは検討しなくてはいけないと思ひておりますが、来年度以降も開催をできるように方策を考えていきたいというふうには思ひております。

以上です。

○1番（向井 正君）

1回で終わることなく、多くの皆さんとの交流を生むような恒例の大会となるように、まず、初回が大変重要かと思ひますので、大会が盛り上がるよう、しっかり準備を整えていただくようお願いして、この項は終わりたいと思ひます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

要旨2、今後の観光振興について答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、要旨の2番目、今後の観光振興につきまして答弁いたしたいと思ひます。

観光振興につきましては、今年度、魅力発信拠点づくり事業の中で観光ルートの開発や交流人口の増大をテーマに、さまざまな検討や取り組みを行っているところでございます。具体的には、町内の関係者や外部の専門家を集めたふるさと振興会議を7月から月に1回のペースで開催し、その中で議論を行っております。

また、10月15日には、福岡のNPO法人の協力を得まして、福岡都市圏からモニターツアーの受け入れを行っております。

また、11月1日には、豪華客船「日本丸」での上峰町の食材のPR、そして、時を同じくしまして、ふるさと納税返礼品等の展示会出品などに取り組んでおります。

しかしながら、本町の場合、突出した観光資源に乏しいことから、農業振興、ふるさと納税や物販、そして、情報発信などを組み合わせた形での魅力づくりや展開が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

今後、こうした取り組みをより効果的に行っていくためには、行政だけではなく、むしろ民間事業者等が中心となった取り組みが重要であるというふうに考えておきまして、今年度の取り組みで得られた知見やノウハウの活用とともに、体制の検討も行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（向井 正君）

今、室長のほうからいろんなイベント、モニターツアーやら食の展示会ですか、そういったものへの出店などもということで進められているという説明をお伺いいたしました。

県内のほとんどの市町が観光協会、あるいは観光課として設けられ、総合的な町とか市の観光案内をされております。上峰町として、今後、新たに上峰町の観光協会としてのそういった事業所を考えておられるのか、それとも、この役場内に観光課というものを設けて観光振興ということに取り組みれていくお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

本町における観光振興の体制をどういうふうにしていくかということにつきましては、今後の検討が必要であるというふうに思っておりますが、これまでの協議、話し合いの中では、1つは、例えばの話でございますけれども、ふるさと納税の返礼品の業者の集まりもありますので、そういったところを核にするとか、あるいはまちづくり実行委員会のほうでもさまざまなイベントをされておりますので、そういったところを核にしながら、いずれにしても、単に観光案内ということだけでは本町の場合なかなか効果的な取り組みができないのかなというふうに思いますので、先ほどの答弁でも申し上げましたが、農業振興であるとか、ふるさと納税であるとか、物販であるとか、情報発信もそうでございますけれども、そういったものを組み合わせた取り組みが必要ではないかというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。これからまちづくり実行委員会なり物販などで、そういった振興と結びつけていくということでございます。

いずれにいたしましても、この観光振興というのは、今後、町の活性化のために大変重要かと思っております。町内には米多浮立、また、古墳公園、鎮西山、神社とか遺跡等、歴史とか文化、自然といった、そういった観光につなげられるような資源も有しております。なかなか観光として生かし切れていないというような気もいたしますが、町内におりますと、意外とそういった観光資源の価値というものにも気がつかないという面もありますが、外部から

迎えるには十分にアピールできるものではないかと、そういうふうにも思っております。

そういった観光資源というものに磨きをかけて、最大限活用するということが必要かと思えます。そういった意味で、今後こういった町内の観光資源を活用した事業展開というものも考えなくてはいけないかと思うんですが、そのあたりをどういうふうにお考えなのか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

答弁でもちょっと触れましたが、10月15日に福岡都市圏からモニターツアーの受け入れをいたしまして、その折に参加者の方々にアンケート調査を行っております。やはり観光振興を考える上では、町内だけではなく、特においでになる外部の方の意見が重要であるというふうに思っております。そのアンケートの中では、例えば、船石神社の鼻血石の伝説でございますが、そういったものが非常におもしろかったという話や、また、伝説ではございますけれども、鎮西山の鎮西八郎の話であるとか、物質的なものだけではなくて、そういった物語も一つ観光の資源というふうになれるのかなというふうに思った次第です。

それで、あとは御意見といたしましては、観光の名所的なものもそうなんですが、やはり食事とか、あるいは温泉、それから体験ですね、実際、農園で果物の収穫をすとか、そういったものを組み合わせていくことが必要であるというふうに旅行会社のほうからもアドバイスを受けておりますので、また、来年1月に今度は久留米市近辺の方を、特に小さなお子さんをお持ちのファミリー層を対象にモニターツアーの受け入れを数度にわたって行う予定にしておりますので、そういったものでうまく行けば、その旅行会社も継続的なツアーの造成というものも検討すると言われておりますので、そういったものを期待しながら取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（向井 正君）

ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

報道等で、ことしの10月末でインバウンドが過去最高の2,000万人を突破したということでございますが、残念ながらその大半が東京とか京都といった大きな都市部の観光地に集中しているようで、なかなか地方への波及には至っていないというのが現実だと思います。

国のほうでも地方への観光客誘致を進めるということで、そういった中で、上峰町でも前段で申し上げましたが、町内の観光資源というものを、今、室長からいろいろ取り組みも説明していただいたんですが、そういったものを活用すると同時に、今後、上峰町だけでなく近隣町との広域的な観光連携ですか、こういったことも必要になってくるかと思うのですが、広域的な観光連携ということでは、町長、あれしていなかったんですけど、町長のお考えをひとつお願いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

観光資源についてのお尋ねでございます。

先ほど室長のほうから磨き上げを行っていくということで、モニターツアー等受け入れを行いながら、現在取り組みをしていただいておりますけれども、外部から見た人の上峰町という姿は、すごく大切だと思いますが、私はちょっと別の視点で一つ申し上げたいと思いますけれども、上峰町は滞在人口率が佐賀県で一番高いと、38.81倍の滞在人口率がございます。滞在人口率とは何かといいますと、分母に人口、国勢調査の人口を、分子にその年に訪れる通勤、お買い物、宿泊等でありまして、簡単にわかりやすく申し上げますと、分母に1万人というふうに人口を置くと、38.81万人の方が上峰町に訪れていただいていると、これは平日、休日合わせて県下1位でございます。

私もこの数字を見て驚いたんですが、通勤であれば工業団地、外部から2時間以上の仕事に来られていると、お買い物、宿泊で外部から2時間以上滞在されているという現状がございまして、この人たちが上峰町にお金を落としていただけのような仕組みをしっかりとつくることも、また、磨き上げに同時につながっていくのではないかというふうに思っているところでございます。

今は、例えば、温泉であれば温泉に宿泊されて、ほかの観光地に行かれていることだと思いますし、温泉内にも町の特産品があるわけではございません。ショッピングセンターにつきましても、日常品のショッピングをお買い求めになられてお帰りになられているだけだと思いますし、ショッピングに来た人たちが地元の産品を食べていくような仕組みもございません。あるいは通勤に来た人たちが、働くだけでそのまま御自宅に帰られるということの往復になっているというふうに思います。

要するに、地方創生は経済が連綿とつながって回っていく仕組みをつくるということであるというふうに思っておりますので、そういった視点で、現在の滞在人口につきまして、その仕組みをつくり上げることで、同時に観光資源というのは磨き上がってくるものだというふうに思っております。

広域観光についてのお尋ねでございました。例えば、事例を申しますと、温泉施設がございまして、それが国立公園、吉野ヶ里歴史公園と連携しているかといえ、それができていない現状がございまして、これは吉野ヶ里町にございまして、国立公園でございまして、こういった連携も促進していくことで、滞在人口の多い上峰町として、吉野ヶ里温泉施設につきましても、さらなる磨き上げを行うことができるというふうに思っているところです。

雑駁ですが、答弁にかえます。

○1番（向井 正君）

町長のほうから今、吉野ヶ里歴史公園、国立公園ですか、そちらのほうと吉野ヶ里温泉との連携等も、うまいこと連携していきたいというお話でございました。

私は町内の観光資源というのも十分生かせるものだと思っておりますので、個々の整備を、充実を図っていただいて、今申しました近隣町との広域的連携も考えていただいて、観光振

興に向け、これからも取り組んでいただきたいと願っております。

以上で、この項を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

したがって、1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（寺崎太彦君）

それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

1番向井正君の質問事項3、高齢者の介護サービスについて、要旨、制度改正後の影響はについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様こんにちは。向井議員の質問事項3、高齢者の介護サービスについて、要旨、制度改正後の影響はに関して答弁をいたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成26年6月に成立しましたが、この法律は、介護保険法や医療法など19の法律を一括して改正するもので、平成27年度介護保険法改正はこの法律によるものとなっています。

平成27年度の改正は、幾つかの柱で構成されており、在宅医療、介護連携の推進など、地域支援事業の充実とあわせ、予防給付、これは介護予防訪問介護、それと介護予防通所介護になりますが、これを地域支援事業に移行し多様化すること、特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能について重点化などがありますけれども、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、略して総合事業と申しますが、これにおける要支援者向けサービスへの御懸念かと推察されます。

今回の改正では、サービスの種類や内容、人員基準、運営基準、介護報酬などが全国一律となっている要支援者向けの予防給付のうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスが提供できるよう、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス、通所型サービスとして見直すこととしています。介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、2017年、平成29年度末には全て地域支援事業に移行するということとされております。

一方で、介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外のサービス、これは介護予防訪問看護などの医療系サービス、あるいは介護予防福祉用具貸与等、こういったものにつきましては、引き続き従来どおりの予防給付によるサービス提供を継続することとなります。

また、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業のサービスと予防給付のサービス、これは要支援者のみということになりますけれども、これを組み合わせて利用することになります。

なお、介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して介護予防・生活支援サービス事業対象者とし、迅速なサービス利用を可能にします。この場合は、基本チェックリストという簡易なチェックリストによりまして必要性を判断することになります。

本町を含む圏域では、鳥栖地区広域市町村圏組合が介護保険の保険者として介護保険業務の運営を行っております。当地区においては、法律の猶予期間を活用し、平成29年度に新しい介護予防・日常生活総合支援事業、つまり総合支援事業の一部を実施、平成30年度に完全移行というスケジュール感で行う予定としております。保険者との鋭意協議を重ねながら、基盤整備等を図りたいと考えております。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○1番（向井 正君）

課長より今御説明いただきました。29年、30年、2カ年で総合的な支援体制を整えていくということでお伺いしました。

いずれにいたしましても、今、介護サービスを受けておられる方や、今後こういったサービスを希望、利用される方にとっての、この事業移行による心配事というのが、介護判定の基準の変更があるのではとか、それから、サービスの質の心配、今までどおりのサービスをやってもらえるかとか、それから、今まで訪問介護で資格をお持ちのヘルパーさんに来ていただいていたのが、それが、例えば、ボランティアさんになったら、今までどおり来ていただいて、今までどおりのサービスを受けられるのか、それから料金の変更等があるのではないかといった、そういった心配ではなかろうかと思うのですが、その辺についてお尋ねいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

先ほど向井議員より、さまざまな不安に関します御懸念を頂戴したところでございます。

まず、申請につきましては、従来の介護認定申請、要支援認定申請、これについては従来と何ら変わりはありません。それで、料金のほうにつきましても、これにつきましては従来型のサービス、というのは現行相当サービスという言い方をいたします。それと、29年度から一部実施する中ではサービスAというものが含まれてまいります。こちらのほうにつきましては、今、単価のほうの見直しの協議を鋭意保険者のほうでやっておりますが、現行相

当サービスについては、これまでと同様になるだろうという考えを持っております。サービスAのほうにつきましては、むしろ高くなるということはないというふうに、現行水準、あるいは若干安目になるのではないかというような見込みを立てているところでございます。

また、これがサービス低下につながらないかという御指摘ですけれども、これは、社会保障の考え方というのがございます。これが、自助、互助、共助、公助、この4つを基本といたしまして、平成37年、つまり2025年です。これ、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる年、これを目標としたものとの考え方があります。そこを踏まえますと、余力のある方は支えられる側から支える側への考え方が推進されているところでございます。これまでのサービスの供給側としてはなかった住民主体のサービス、これを参加させる余地もつくることで、新たな供給体制の整備が可能となるという側面も片やございます。

また、特に今の60歳代、70歳代、以前と比べ非常にエネルギッシュで比較のお元気な方々が多く、生産労働人口の減少が今後予測される社会におきましては、非常にもったいないといひましょうか、まだ労働力として期待ができるということも感じられます。労働意欲があらわれる方は、再度雇用の場に登板していただき所得を得ることができるようになるなど、そういった観点からは雇用創出の場になる契機、こういった伸びしろもあるのではないかと、こういう考え方もございます。

なお、要支援者自体につきましては、既にサービスを受けているものについては、事業移行後も必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能とするというふうになっております。現在、サービスを利用し得ない人も、必要に応じてなるべく早い時期からサービスの利用を開始することが可能になります。既存の介護事業所によります既存のサービスに加えて、多様なサービスが多様な主体により提供され、利用者が多様なサービスを選択可能になるものというふうに考えております。

ただし、御懸念にもありましたように、多様なサービスごとの違いを各利用者さんが正確に把握をし、状況に合わせて使い分けると、そういったことは、利用者やその家族自身が複雑な制度を御理解いただくのに若干いとまを要するものと、このように考えております。ですので、周知方法や運用、これにつきましては、保険者であります鳥栖地区広域市町村圏組合と十分協議しながら行っていきたいと、このように考える次第でございます。

以上です。

○1番（向井 正君）

丁寧な説明いただきまして、理解するところでございます。今後ますます超高齢化ということが進むことにより、この介護サービスを必要とされる方もかなりふえてくると推測されているのは事実でございます。

また今後、国のほうで要介護、介護のほうの1、2も、要するにこのサービスの一部事業を市町村に事業移行を検討するという話も出ているところでございますが、そういった中、

国のほうでも心配しているんですけど、介護ヘルパーさんの数が不足して、NPOさんやら地域ボランティア、先ほど課長の答弁にもございましたけど、60代、70代でも働かれる方を雇用として雇う機会にもつながるといことで説明があったわけですが、そういった支援が必要になってくるかと思うのですが、そういったボランティアさんの確保とか育成ですか、その介護サービスに対する育成とか、そういったことの今後の策というのは何かお考えになっているのか、お考えをお願いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

サービスの基盤整備に関して、将来的な備えをどのように進めていくかというような問いかというふうに認識をしたところでございます。

国のほうにおきましても、今回の改正介護保険法の中におきましては、従事者の確保、質の確保と量の確保と、こういったところがなされているところでございます。こちら、佐賀県のほうにおきましても、こういった介護従事者の確保に関しましては、今後またいろいろな動きがあってくるとも思いますけれども、県のほうでもそういった研修会、あるいは意欲のある方たちの確保、こういったものに関しては鋭意努力するというようなことかと聞き及んでおります。

また、私どもの上峰町におきましても、例えば、ボランティアに傾注しております団体さん、あるいはほかの団体さんたちにおきましても、そういったところが基盤になって、何がしかの事業を展開できるような基盤であれば格別なんですけれども、そういったところじゃなくても、自分たちで任意で何かをやりたい、あるいはそういう横断的な組織が何かできて、そちらのほうで何かそういう介護事業に関して、あるいは地域包括ケアシステムに関して何がしかの組織を立ち上げたい、こういったことに関しては、町としてもいろいろ考えて手を打っていききたいというふうに思っております。

私ども思っておりますのは、2025年に団塊の世代が後期高齢者に突入する局面におきましては、地域包括ケアシステムというのを今後10年間かけて構築していく必要があるかと思えます。その中には、医療、介護、福祉、障害、そういったものに関しても、全て横串を通したところで一定のケアシステムを構築体制していくというような考え方をしておりますので、その中で特にボランティア組織、こういったところは有用に活用していきたい。あるいは民間、いわゆる民活といいましょうか、民間活力の導入、こういったところでもやれる事業所があればどんどん活用していきたい。また、既存の事業者、これも社会資源として考えていきたい。今現在ある社会資源を有機的に活用しながら、私どものほうとしては、今後そういった基盤のあり方というものを一定目標考えた上で基盤づくりをしていきたいと、このように考えております。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。民活、社会資源、そういった人材の確保、育成も今後進めていか

れるという説明でございました。

この事業移行により、サービスの低下というか、そういうものにならないように、今後のサービス利用者の方が安心してサービスができるような対応をこれからもお願いしたいと思えます。

それと、最後に1つお聞きしたいんですけれども、訪問看護というのを受けておられる方がいらっしゃると思うんですが、そちらのほうは、今回の事業移行によって何か変化があるのか、その辺をお伺いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

ただいま御質問いただきました訪問看護についてですが、今回対象になっておりますのは、訪問介護と通所介護という形になっております。ですので、御質疑いただきました訪問看護につきましては、医療系のサービスにございますので、引き続き御利用いただけることになります。

以上です。（「次をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項4、交通安全対策について、要旨、八藤丘陵に接する交差点の事故防止対策はについて答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、質問事項の4、交通安全対策についての要旨1の八藤丘陵に接する交差点の事故防止対策はという向井議員の御質問にお答えいたします。

ことし1月12日付で堤地区より車両の一時停止規制についての要望書の提出がっております。それを受けまして、同年1月26日付で一時停止規制に関する要望書を鳥栖警察署のほうに宛て、提出しております。翌1月27日に鳥栖警察署交通課と現地踏査を行っております。このとき警察よりいただいた助言によりまして、東西道路に減速マーク、南北道路にはドット、破線の外側線、また、交差点には南北道路が優先路線とわかりやすくするために、センターの四角の区画マークを外しまして十字マークのみといたしております。

しかしながら、議員からも出ておりましたように、ことし9月に北からと東からの車同士の事故がっております。町といたしましては、11月17日に交通指導員の皆様方と実施いたしました危険箇所点検の折に、この場所につきましては、車の停止を促すよう減速帯等の設置を意見されておるところでございます。その内容も含めまして、再度、鳥栖警察署のほうと一時停止規制についての協議を行っていくような計画をいたしたいと思っております。

以上です。

○1番（向井 正君）

課長のほうから今説明いただきました。

まず、この9月に起きました事故でございますが、双方ともかなりのスピードで交差点内でぶつかった模様で、その衝撃で2台とも飛んで行って水路に落ちるといった大事故でした。幸い死亡事故にはならず、本当によかったと思っております。これはもう以前、課長のほうとも相談したんですけど、この交差点に関しましては、2つの大きな事故要因というのが考えられます。1つは、ほぼ同幅の道路が交差しているのに、優先道路が明確でないということがまず事故原因の一つかと。それともう一つが、八藤丘陵ののり面と道路の高低差ですか、これが1.5メートル近くあり、安全確認が本当にしづらいということだと思います。私も今もたまにあそこを通るんですけど、減速せずにそのまま通り抜ける方、かなり見かけるわけでございます。

ことしの11月17日のその点検で、かなりいい評価をいただいて、停止の標識に向け、今後とも要請ということでございますが、やはりこれ以前より地区の皆さんから一時停止の標識の必要性というものを訴えられており、このままだとまた事故が発生する可能性もかなり大きいと思います。2年で4件という交通事故というのは、かなり頻度も高うございますので、隣の交差点から東に1キロメートルぐらいのみやき町の高柳地区にございます交差点ですか、あそこ、よく四方を見渡せるところなんですけど、標識表示に加え太陽光を利用したものと思うのですが、赤い点滅灯も設置されておって、もう完璧なほどの事故防止対策がなされておるわけです。

一時停止の標識ということで、設置に当たって交通量の云々という基準というのはないようで、交差点に関しましては、事故多発交差点には間違いございませんので、標識表示の設置といったことに、もう一度早いうちに設置お願いできないかと思いますが、もう一度答弁をお願いいたします。

○総務課長（江崎文男君）

先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、1月27日に鳥栖警察署のほうと一時停止の要望が地区からあったということで踏査をお願いしております。その中で、先ほども言いましたとおり、優先線のドット、破線の設置とか、センターの枠を外して十字線のみにするとか、そのような指導を受けて行っているところでございますので、その後にもまた9月にこのような事故があったということで、当時についても、現地のほうでいろいろな指導を受けた後、対策を講じた後に、依然として住民より規制の要望があれば再度鳥栖警察署のほうに要望の提出をしてみたいということで意見もあっているようでございますので、先ほど私が申し上げましたとおり、減速帯の設置とか、先ほど議員さんからも言われました点滅灯の設置等を含めたところで、再度鳥栖警察署のほうについては一時停止の要望をかけていきたいと思っております。

○1番（向井 正君）

ぜひ一時停止の標識表示の設置になるようお願いしたいと思います。

この一時停止の標識表示の設置ということになりますと、法的規制となるわけですが、今後の事故防止対策としては必要かと思いますので、死亡事故とか起きる前に、ぜひ設置に向け対応をお願いしたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

答弁は要りませんか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）済みません、答弁をお願いいたします。

○総務課長（江崎文男君）

近いうちに鳥栖警察署とも協議をして、現地踏査を再度一緒にしてもらって、そのような方向でいたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（寺崎太彦君）

これで1番向井正議員の一般質問を終了いたしたいと思えます。

それでは、通告順のとおり、2番吉田豊君より一般質問をお願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

皆さんこんにちは。2番吉田です。しばらくの間、おつき合いをいただきたいと思えます。

早速、通告順に従いまして、質問をさせていただきたいと思えます。

まず、第1点、子育て支援という項目で要旨の1番、就学前児童（5歳児）の健診の必要性はあるのかなのか、2番として、家庭保育に対する助成ということは考えられないかということをお願いしております。

それから、2番の老人福祉対策として、まず、要旨1番、敬老祝い金制度の復活ができないかどうか。

それから、2番といたしまして、老人医療、介護保険の改正がマスコミで報道されておりますが、上峰町の老人に対して、どのような影響が出てくるのかをお願いしております。その中では資料も提出されておりますので、この資料の説明を受けてから質問の内容を考えたいと思えます。

それから3番目に、採択された請願事項の取り扱いということで、まず要旨の1番として、町道西峰東西3号線のその後ということで、部外土木工事で採択される旨の回答が9月議会であってりましたが、その後、どのように進捗しておるのか、お尋ねします。

要旨の2番として、町道西峰東西4号線の未買収用地の交渉その後ということで、どのように推移しているのかをお尋ねしておりますので、よろしくお願ひします。

質問事項4といたしまして、防災対策、要旨の1として、防災マップの変更作成の進捗状況ということをお尋ねをしております。

それから、2番目といたしまして、海拔標示の進捗ということで、これも前回、6月だったですかね、標示をするということをお答えをいただいておりますが、まだ全然1本も

立っていないようでございますので、どのように今後進めていただけるのかをお尋ねします。

それから、5番目といたしまして、道の駅構想の進捗状況についてお尋ねします。

6番目として土地利用計画で、上峰の人口が1万人が適当ということで、前の議会で創生室長との意見を突き合わせたときに、室長も1万人が適当だろうということのお答えをいただいておりますので、人口1万人達成のための土地利用計画はどのように今後進められるのかをお尋ねしております。

それから、7番目に農業振興策として、要旨の1、カミチャリにおける上峰牛の販売実績はどうかということで資料要求をしておりましたが、ここに出ておりますが、この中で生体が966キロというのは大きいほうの牛なのか標準的なのかですね。それから、枝肉の重量が書かれておりますが、これで枝肉の歩どまりが65.9%に計算するようになりますが、これは標準的なものなのかどうか。それから、パック数は842個販売したということになっておりますが、販売実績として、売れ残りはなかったのか、また逆に買えなかった人がいなかったのかどうか、それについてお尋ねをいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、子育て支援、要旨の1番、就学前児童（5歳児）の健診の必要性について答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項1、子育て支援、要旨1、就学前児童（5歳児）の健診の必要性に関して答弁をいたします。

5歳児における健診は、母子保健法による1歳6カ月健診、3歳児健診や教育委員会で所管しております学校保健安全法による就学時健診との間にある悉皆健診とされています。

鳥取県などの自治体では導入がなされていますが、鳥取県における5歳児健診の間診や診察は、標準的な5歳児がほぼ通過できる内容に設定をしており、健診時年齢は、5歳から5歳半を目安に行っているところが多いようです。

人口規模の少ない市町村では健診回数が年に1回から2回であるため、同じ時期に行いますと、健診時年齢に1歳近い幅が出ることになります。この場合は、健診内容が年齢によっては簡単過ぎたり、逆に難しい場合が出てきます。したがって、年齢のばらつきを少なくするよう対象児の設定が求められているというように聞き及んでおります。

本町では5歳児健診は行っていないですが、いわゆる発達障害児の発見、相談機会は、さきに述べた健診時、2カ月相談、乳幼児健診——これは4カ月、10カ月ございますけれども、それと、2歳児相談や月に1回の育児相談、育児サークル、あるいは社会福祉協議会で実施しているおもちゃ広場など、子育てにおける相談体制が幾つか存在しております。

こういった媒体の活用、または保育園、幼稚園といった集団行動が伴う場からの情報提供

を活用し、そこから生じた事案を「すくすく育児相談会」という自閉症等発達障害児への対応方法の指導助言を行う相談へつなぎ、専門医等への受診や養育指導勸奨を行っております。

また、最近では、発達障害児へのアプローチは5歳児よりももっと早い段階での介入が必要であり、二、三歳でも遅いというふうに言われています。乳幼児期における早期の発見、専門医受診、関係者や保護者の対応がトレンドになりつつあることを考えると、5歳児健診で、軽度発達障害児や軽度精神遅滞児を就学前に発見できる可能性はありますが、健診の場を新たに設けることよりも、発見や相談がなされた発達障害等の状況を家族へどのように伝えるか、就学までどのように過ごすか、つまりどう療育するか、どのように教育機関へ橋渡しをしていくかが各種健診や相談事業を意味あるものとするところができるかどうかの鍵となるものというふうに思っております。それを実現する上で、健診や相談後の事後システムづくりが重要となります。

特に乳幼児期における相談と幼稚園、保育園との連携体制の強化、保護者の発達障害等への理解を拡充していくことが肝要かと、このように考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

河上課長から今、切れ目のない健診並びに指導をやっておるということで、現在やっておられることについては理解をしたんですが、実は先日ですね、上峰幼稚園のお遊戯会にお招きをいただきまして、たまたま理事長さんが私の隣に座られたわけですね。そこで最近、落ちつきのない子供はいらっしゃせんかということでお尋ねしたら、やはりかなりの数が年々増加しておるということをおっしゃったんですね。

先日、総務厚生常任委員会で鳥取県大山町のほうに視察に行ったんですが、そこでも非常に就学前の健診を、小児科医とそれから、保育所あるいは幼稚園の先生方とで連携を密にした子育て支援包括センターみたいなものをつくって、そこで、綿密な指導をやっておりますよということだったんですね。それで、そのとき特に印象に残ったのが、さまざまな機関が個々に行っている妊娠初期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供し、地域における子育て世代の安心感を醸成する、そういうことが必要ですよというふうな専門家の私たちの質問に対するお答えがあったんですね。

だから、そういうことから行けば、今、河上課長が言われた上峰町でも切れ目のない、抜け目のないような指導をやっておりますというふうに聞こえたんですけども、そういう支援包括センターみたいなものの設置も、私としては必要ではないのかなというふうに考えますが、その点についていかがお考えでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

吉田議員からの御質疑に対して、お答えをいたします。

先ほども申し上げたように、当町におきましても1歳6カ月健診、あるいは3歳児健診で

のスクリーニングというものは行っております。

ただ、1歳6カ月健診時での一層の早期発見の体制と、発見後に速やかに子供の発達支援と保護者の育児支援、障害認知支援を行う、こういったものの拡充は必要だろうというふうに考えております。また、それに加えて幼稚園、保育園などの連携体制の強化、情報提供の方法の充実などを考える対策も必要かと、このように考えております。

その支援センターのほうをどうするかということにつきましては、現状では、まだそこまでの話には至っておりませんので、まずは今ある幼稚園や保育園、あるいは家族さんへどう支援していくのか、こういったところの体制を十分に充実、あるいは拡充させることで、その後の対応を考えていきたいと、このように考えております。

○2番（吉田 豊君）

支援センターまでは考えていないというふうなことです。全ての子供が保育園なり幼稚園に行くわけじゃないわけですね。いきなり学校に上がるような子供さんもいらっしゃると思うので、そういう人たちを切れ目なく支援するためには、そういう支援センターも必要じゃないかというふうに思いますので、答弁は要りませんが、今後そのような設置に向けた内部検討はぜひやってください。

以上でこの項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、要旨2、家庭保育に対する助成はについて答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

2番吉田議員の質問事項の1番、子育て支援で要旨の2、家庭保育に対する助成はという御質問でございます。答弁をさせていただきます。

家庭保育に対する助成はという御質問でございます。現在の子ども・子育て支援制度におきましては、家庭保育に対しての国、または県等の補助を伴う助成制度がない状況でございます。これは国、県にちょっと確認をしたところでございますが、このような助成の形態をインターネットとか、県とかを通じまして調査をしましたところ、家庭で保育をすることにより愛着形成の進化の助長を図るということを目的として、鳥取県がすごく子育て支援のこと、進んでおりまして、西伯郡大山町のほうに、そういった事業があるということをちょっと調査いたしました。

家庭保育支援給付事業を平成28年4月1日より、これは町の単独事業として実施をされております。内容といたしましては、申請制の助成の制度でございます。乳児対象の助成であり、生後8週から1歳未満を、家庭において父母、あるいは祖父母によって養育をしている町内居住者——住民登録がある方ということ、条件はちょっと要綱の中にもいろいろついでございます——に限って、1カ月当たり30千円を助成することとされておりました。

大山町に確認しましたところ、当該世帯の把握について多種多様な形態のやはり世帯がございますと、町での正確な把握がまだちょっと実施をして間もないということもございまして、なかなか困難であるということも伺っております。現在の申請の件数は30人ということでございました。当初予算は9,000千円を計上しておるということで、ちょっとお伺いをしております。

これを当町にたとえまして、当町子育て支援係といたしましては、給付におきましては、国の制度ではございますが、出生の時点より、議員も御存じのとおり、児童手当、児童扶養手当等の助成の制度も当然ございます。また、町民のニーズに応え、保育の必要性を求める声が当町では非常に多いということも議員、御承知のことと思います。

0歳児から受け入れ可能な認定こども園の整備を現在実施中ではございまして、新たな事業といたしましても、病後児保育事業、または一時預かり保育事業等にも取り組む予定でございます。まずは保護者の声を聞き、事業の安定化を目指していきたいと考えております。

しかしながら、保育、教育の施設保育を求める保護者においては、国の政策ではありますが多子世帯の減免、または養父母世帯の減免等、家庭保育にはない助成制度があるということも事実でございます。このような実情を鑑みますと、家庭保育給付事業等の必要性も考慮の一端とは思うところでございます。

上峰町で該当すると思われる世帯数を調査いたしました。調査をしましたところ、上峰町では、鳥取県が推奨しておりましたこの事業でございまして、上峰町としましては12世帯でございました。このような町の家庭形成を今後、調査または精査いたしまして、給付制度についてもほかの県、子育てを積極的にやられている県であるとか、そういった、ほかの市町の実態の調査を詳細にいたしまして、今後こういった助成制度が利用できるのか、当町として利用できるのかということをご検討させていただきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

今、福島課長から詳しく説明をいただきましたが、私が以前から親子三世同居という形で長野県の松川村の実態も発言してきたわけなんですけど、やっぱりできたら基本的には、じいちゃん、ばあちゃんに孫を見させるという日本の昔からの家族構成というものが私は一番いいんじゃないかというふうに基本に思っているんですね。だから、その一助ともなればという気持ちでじいちゃん、ばあちゃんが孫を見ている分について、面倒が見られるものならば、大山町に倣ってでもいいから、やっていただきたいなというふうに思っていますので、この点について、今後、十分検討をしていただくということで、この質問は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項2番目の老人福祉、要旨の1番目、敬老祝い金制度の復活はについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項2、老人福祉、要旨1、敬老祝い金制度の復活に関して答弁をいたします。

敬老祝い金は、平成18年3月に廃止された上峰町敬老祝い金支給条例により支給がなされていましたが、平成18年4月1日に施行された現在の上峰町長寿祝い金支給条例がその役割を担っております。現在は満70歳、古希、満77歳、喜寿、満88歳、米寿、満99歳、白寿というような寿のお祝いの節目にあわせて敬老の意をあらわしております。

寿のお祝いは、もともと中国の風習でしたが、奈良時代に日本に伝わり、平安時代には貴族の間で広く行われるようになりました。当初は数え年40歳の初老の賀から始まり、10年ごとに賀のお祝いを行っていたようです。

当町におきましては満年齢での算定を行っておりますが、数え年61歳の還暦、77歳の喜寿など、現在も行われております長寿祝いは室町時代に始まり、江戸時代に一般庶民の間で広がったものと言われております。こういった日本で古来より行われている風習に節目をあわせ、万人が納得感を得やすい寿のお祝いの節目に支給を行うことで、多年にわたり地域社会に尽くされた高齢者に敬老の意をあらわしているものです。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

節目、節目ということも意義あることだと思うんですが、平成18年の3月までに交付されていた敬老祝い金を、なぜ廃止になったのか、その経緯についてお尋ねいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

敬老祝い金の、廃止になりまして現在の長寿祝い金になった経緯ということでございますけれども、まず平成10年代の中盤、後半、このあたりは行財政改革の推進を行っていたというのも1つ現状にあったかと思えます。ちょうど単独事業に関しましても見直しがなされたことかと推測をされますけれども、事業に対しての選択と集中の結果、こういったものも考えられるものと思われます。また、現行条例に改正された経緯のもう一つなんですけれども、従来は70歳以上の方を5歳刻みで支給対象という形でしていたかというふうに思います。

受領される方の中には、なぜ75歳で支給なのかと、なぜ85歳なのかなどと設定されている年齢に対しての疑問をお持ちになる方も少なからずおられたようです。それによりまして、受領自体を拒否するケースもあるやに聞き及んでおります。お祝いの対象として受領される方の納得感も重要視されたというようなところかというふうに思っております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

行財政改革の見直しが行われて結果的に廃止になったということなんです、財政事情がじゃ、好転したから、また元に戻してもいいんじゃないかという意見が当然出てくるわけで

すね。

それで、先ほどの説明の中で、敬老年金の刻みの段階で受給者も納得されておるということでございますが、納得するもせんも、もうこの年じゃないと年金出しませんよと一方的にやったんじゃないですか、行政側が。それは、私が俗に言う「公権の横暴」という言葉にはかならないと思うんですが、いかがですか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

御指摘を得ている点でございますけれども、納得は得ているという表現ではなくて、多くの方が納得感を得やすいというような形で申し上げたかというふうに記憶しております。

したがって、そこは一方的に決めてということではないだろうというふうには思っております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

じゃ、納得の理由をお知らせください。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

納得感を得やすいということで申し上げておりますけれども、先ほど来申し上げておりますように、日本古来の行われている風習に節目をあわすことで納得感を得やすいというような解釈でなされたものかというふうに思っております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

日本古来の風習で納得してもらいやすいというふうな表現なんですが、じゃ、河上課長としては基本的には、もう全く敬老祝い金の復活は頭にないということで、私は理解せんばいかんとですか、それとも今後、幾らか検討する余地があるんですか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

拡充を行うつもりはないかというような御質疑の内容かと思っております。

今後の人口構成の推移を見ますと、平成32年には高齢者人口が2,353名ほど、全人口に占める割合としては25.3%、団塊の世代が後期高齢者になると言われている平成37年、つまり2025年です。これには高齢者人口が2,415人、全人口に占める割合が26.1%になると推計をされております。以後、平成57年に高齢者人口が2,610人、人口全体に占める割合が29.5%、つまり3割ほど、これをピークに減少傾向に入るという予測がなされております。

また、高齢者人口は、割合はふえますけれども、生産労働人口と総人口は減少傾向にあることが見込まれています。こういった将来予測を踏まえ、現状から縮減をせず、維持できるように努力していきたいというふうに考えております。

以上です。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

要旨 2、老人医療、介護保険の改正について答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項 2、老人福祉、要旨 2、老人医療、介護保険の改正（高額療養費切り下げに伴う個人負担の増）に関して答弁をいたします。

現在、国におきましては、医療費における高額療養費のあり方について社会保障審議会、医療保険部会のほうで議論がなされています。

社会保障審議会は、厚生労働省に設置されている審議会の一つであり、厚生労働大臣の諮問に応じて、社会保障制度、横断的な基本事項、各種社会保障制度や人口問題等に関する事項を調査審議することを目的とするものです。

御懸案の事項につきましては、11月30日に開催されました第101回社会保障審議会医療保険部会で議論された内容に関してかと推察をいたします。

内容に関しては、お手元のほうに資料のほうを配付しているかと思えますけれども、見直しの方向性、①イメージというものをごらんください。

これにつきましては、70歳以上の高齢者の高額療養費について現役並み所得世帯の月額自己負担上限額を、69歳以下と同じく設定するというを前提にした上で、案が2つございます。

案1のほうですけれども、これは、見直し案1と言われているところです。一般所得区分世帯で外来特例を廃止し、かつ住民税非課税世帯の外来特例上限を引き上げるとというのが案1です。

案の2、一般所得区分世帯で、外来特例は維持をするんですが、上限を引き上げ、住民税非課税世帯では現状を維持するというような、2つの案が示されております。お手元の資料は、この2つの案を図式化したものということになります。

なお、現段階では審議会の議論のまだ最中でありまして、まだ法案化もなされておられません。私の手元のほうにも正式には何も届いていないという状況でございます。ですので、部会の資料からの読み解きを行っているにすぎない旨、あらかじめ申し上げます。

なお、介護保険に関しましても質問をいただいておりますが、介護保険制度におきます高額介護サービス費につきましては、同じ審議会の中の介護保険部会により同様の審議を行っております。

10月19日に開催されました第67回介護保険部会では、医療保険部会におきます議論を踏まえ、整合性をとるべきという意見もあれば、並びをとる必要もないのではないかという意見もありまして、今後の議論によるものかというふうに思われます。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

質問事項3、採択された請願事項の取り扱い、要旨1、町道西峰東西3号線その後について答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

2番議員の、採択された請願事項の取り扱いの要旨1の町道西峰東西3号線その後ということでございます。

この件につきましては9月の議会でも質問があっておりましたが、先ほどの部外工事ということで議員は御指摘でございますが、この件につきましては、9月にも言ったかと思いますが、8月3日に自衛隊のほうから来られて、現場を見ていただいて協議も終わっております、今年度は受諾可能という回答を受けまして、正式な申請につきましては、用地取得後の平成29年以降になるかということでの認識をいたしておるところでございます。

それで、今年度につきましては、来年度の用地取得ということも含めまして、平成29年度の社会資本整備交付金の事業計画に上げているところございまして、現在、計画路線延長430メートルほどございますが、その道路概略設計業務をですね、予算をいただきまして先般、11月に発注いたしまして、現在、現場調査に入らせていただいております。工期につきましては来年の1月20日ということで、今、事前に調整も含めてやっております。

今後につきましては、来年度からの社会資本の事業化に向けて、地元及び関係地権者との協力をいただきながら、その体制を図っていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

今の説明で来年、用地取得、その後に、工事に着手というふうなことで進めるというふう理解したんですが、同時施工、同年度施工というのは不可能なんですか。来年に用地取得兼工事までということは、不可能なんですか。

○建設課長（白濱博己君）

先ほどの御指摘の同時施工ということでの御質問ですが、実は現在県に来年度の用地に向けての事業を上げておりますので、それに向けての仮設計ということでございます。

来年度に測量試験も含めて用地の予算をいただきながら工事をするということでございますが、先ほど申しました部外土木工事では、用地を取得後の施工ということでございますが、この件につきましては、実際施工をする前年の11月までに申請をしなければならないということで協議を承っておりますので、予定でいきますと、来年、用地を全部できるかどうかはわかりませんが、その後に工事ということです。

なお、部外土木工事につきましては、東側の橋梁等、それから側溝の布設工事は普通の業者さんでの発注ということになりますので、そのほかの工事ということで御理解いただきたいと思います。

なお、この分につきましては、そのほかにも下水道工事なり水道工事が入ってくるものということで、一般単独の分で含まれているかということで認識はしております。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

じゃ、確認の意味ですけど、東側の進入のところの橋梁と側溝工事は部外工事対象外で、町の単独工事になるということで理解すればいいわけですね。

○建設課長（白濱博己君）

そこの2つの橋梁と側溝の工事は県の補助事業、社会資本整備交付金の中での事業計画で進めていきたいということで考えております。

以上でございます。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

要旨2、町道西峰東西4号線未買収用地の交渉その後について答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

2番議員の2番目の要旨、西峰東西4号線の未買収用地の交渉その後ということでございますが、この件につきましても9月議会で質問を受けております。

その中で、ちょっと私どもの交渉の仕方を指摘されておりますが、この件につきましては相続を必要としますが、遺産分割協議ということで、その中で分筆の丈量図面をもって、その分が、面積がちょっと少ないんですけども、5.09平米でございますけれども、この分の道路用地が代表相続者に相続取得することで協議が成立したということでの遺産分割協議書ということでの相談をされておりますが、担当者と当時のことで打ち合わせをしたんですけど、相続者十数名おられます。その中で、約3分の2ほどの書類はもういただいております。そのあとの分ということで、先般もそうですけど、9月議会以降、本人さんと2度の交渉をいたしておりますが、本人さんは道路の趣旨等につきましては理解をいただいているところでございますが、あと相続者に対してということで全般的な道路以外での名義もあるようでございますので、そこら辺は、町といたしましては道路分の相続ということで今後も鋭意交渉していきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

次、進んでいいですか。——はい。

それでは、質問事項4番目、防災対策、要旨1、防災マップ変更作成の進捗状況はについ

て答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは質問事項の4、防災対策についてということで質問が出ております。

吉田議員にお願いですけれども、要旨1の防災マップ変更作成進捗状況、それと要旨2の海拔標示の進捗はということで私のほうの答弁が関連しておりますので、よろしければ一緒に答弁でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

上峰町ハザードマップ作成業務を平成29年3月21日付で完了ということで、株式会社ゼンリン佐賀サービスセンターと契約をして今現在、業務の作業をしておるところでございます。

また、この上峰町ハザードマップ作成業務の内容の中に標高確認作業というものを入れています。その作業に基づいて、海拔標示については並行しながらハザードマップや、今後発注いたします避難所等の看板設置工事に反映していきたいと思っております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

平成29年3月21日に完了する、でき上がるというお答えなんですが、どうしてそのように時間がかかるんですかね。

この問題は、6月議会でやり直しますということを経理課長お答えいただいたと思うんですが、私の記録にミスがあったら、ごめんなさいと言いたいです。私の記録では、6月定例で見直します、やりますということではっきりと言われたんですね。それで答弁のための答弁みたいな感じがするんです。

というのは、11月4日に子ども議会が行われました。そのときにもハザードマップの作成を、その前の年に約束しとったのに何でできなかったのかという指摘があったんですね。そのときに予算がなかったからと言われたんです。予算は、要求してから議会が認めんやっただけ予算がないということは言われるんですけど、予算要求もせずに予算がなかったという言葉は不適切だと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

先ほどの子ども議会の答弁の中で、何で前年度にハザードマップの作成ができなかったのかというのに答弁いたしまして、私のほうで予算がないというような答弁をいたしております。

私は、4月から総務課長ということで拝命いたしましてきた中では、その前段で、引き継ぎの中で、確かに前年度、予算要求をした中で予算が取れなかったというような引き継ぎをもらっていたわけでございますので、そのような回答となったわけでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

大変失礼しました。4月から総務課長は着任ですね、総務課長。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃ、前任者からそういうふうに引き継いだということですか。——はい、わかりました。

海拔標示に実質的に3月21日に完了するから、それから場所を決めて随時設置していくということですか。

○総務課長（江崎文男君）

そういうわけではございません。あくまでも今回ハザードマップの作成業務の中に標高確認作業を入れておりますので、それに並行して看板設置もしていきますので、29年度3月末までには標高をあらわした看板を設置するというような意味でございます。（「よかです。先に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

質問事項5番目の道の駅、要旨、道の駅構想の進捗状況はについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは質問事項の5、道の駅の要旨1、道の駅構想の進捗状況につきまして答弁をいたします。

道の駅につきましては、去る9月議会におきまして、町長より商業施設が集中する町の中心部の再開発と一体的に進める考えが示されたところでございます。

道の駅整備の手順やスケジュールにつきましては、国土交通省が整備フローを示しておりまして、それによりますと、全体構想、計画策定から始まり、道路管理者への協議を経まして事業計画策定、設計、そして、建設工事という流れになっております。

完了までに要する期間といたしましては、他の自治体の例を見ますと、およそ3年から4年程度はかかっているように認識をしております。

本町におきまして、基本的には、こうしたフローに基づきまして整備を進めることとしておりまして、現在、関係者と全体構想計画の策定に向けて、断続的に協議を行っているところでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

場所については町の中心部の商業地域にということですが、場所ができたんですが、規模とか内容ですか、どういう商品を置いて販売するとか、地産地消の関連づけでどういうふうにしていく、あるいはそこに、当然今はやっているところは食事もするところがあるんですね。地産地消のその実際とれたやつを調理して外来者に提供して、その関連商品を売っていくというふうなものも結構あるみたいなんですが、そういう、おおむねの概要というのはまだ決まっていない。ただ、場所が、町長の判断が出たから町の中心部の商業地域にするという

ことで、今のところ、とまっているということで理解すればいいのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

先ほど道の駅の整備フローをお示したところでございますが、まず全体的な構想を策定するというようにしております。

その構想の中では、立地ですとか、規模もそうですけれども、規模を決めるにしてもまず、例えば、交通量がどの程度あるかとか、あるいは当該候補地の広さですね、そういったものでどのくらいのお客様がお見えになるかという、そういう調査が必要になります。ですから、その調査を行った上で構想というものができ上がりますので、その構想の中で大まかな規模というものが決まってくるというふうに思っております。

それから、全体構想の次に事業計画というものをつくるわけなんですけど、この事業計画の中で、具体的にどのような店舗が入るかとか、あるいは店舗をどういうふうに運営していくか、経営していくか、そういった工程になっておりますので、現時点では、ちょっとまだ具体的にどのような商品を扱うとか、そこまでは行っていませんが、そのようなフローに従ってこれから進めてまいりますので、そのときには、そういったものが具体的になっていくというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

次に進んでいいですか。——はい。

それでは、質問事項6番目、土地利用計画、要旨1、人口1万人達成のための土地利用計画はについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、質問事項の6、要旨1、人口1万人達成のための土地利用計画につきまして答弁をいたしたいと思っております。

まず、人口1万人ということでございますけれども、これにつきましては、昨年10月に策定いたしております人口ビジョンにおきまして、今後の人口減少は避けられないという内容になっておりますけれども、人口減少の抑止が重要な課題でございますので、総合計画にお示しをしている1万人は目指すべきビジョンというふうに認識しておるところでございます。

議員からのお尋ねは、こうした観点からの土地利用計画はどうあるべきかというお尋ね、問題提起として受けとめております。

この点につきましては、去る6月議会の答弁におきまして、産業振興や子育て環境の整備によりまして人口の維持や増大に取り組むものの、こと土地利用計画につきましては、県の担当課のほうからも情報を収集してみたいというふうに答弁をしておりました。

その後、県の土地利用基本計画を所管する土地対策課に話を聞きましたところ、土地利用基本計画は乱開発を抑止し、公共の福祉の優先、自然環境の保全を図りつつ、長期に安定し

た均衡ある国土の利用を図る国の国土利用計画に基づくものである。

したがって、例えば、人口の流入を促すたびに農業地域や森林地域の指定を外すといったことは、特に今、人口減少社会にあっては基本的に考えられない。むしろ、農業地域は農業に適した地域であるため、あくまで農業地域の範疇の中で引き続き農業が維持され、そのための望ましい集落形成などを目指すべきじゃないかと、こういったお話でございました。

こうしたことを踏まえ、町としても、基本的には都市地域、農業地域、森林地域などの区分け、つまり土地利用計画そのものを見直すということではなく、むしろ、その均衡を維持しながら都市計画法や農振法、また、森林法にのっとりた土地利用を促すことが、ひいては均衡があり、魅力的で住みやすい町づくりにつながるものというふうに考えております。

ただし、例えば、企業進出の大型案件があるとか、あるいは町づくりに関しまして大規模な整備等が実施されるような場合には、個別の規制法でございます都市計画法や農振法の範疇で対応が可能なのか、それとも、土地利用計画において調整が必要なのかまで検討を行った上で、臨機応変な対応が必要と考えている次第でございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

今、室長のほうから詳細な説明をいただいたんですが、私は別に乱開発をするような土地利用計画をなささいということは一度も言っていないわけですね。

今のままで行くとげんてい集落になるような小さな地区、十二、三世帯とかそういうふうな農地の真ん中にある出入りした農地の整理をして宅地造成して、そこに、人口流入をさせたらどうかという、宅地造成計画はできないのかということによってきたつもりなんですよ。

一種農地をさあ、ここに何百戸つくるよというふうな、そういうふうな計画じゃなくて、集落内に散在した、圃場整備はしてありますけれども、そういう散在した農地を集落の形成上の中で、宅地に変更したほうがいいような農地については、開発していった宅地造成をし、希望者に分譲してはどうですかというふうなことを言っていたと思うんですが、そういうふうなことで、ぜひとも考えてもらいたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

土地利用基本計画につきましては、農業地域はここですよとか、ここが都市地域ですよとか、そういった全体的な土地利用の基本的色分けでございます。

ただ、議員がおっしゃったのは、恐らく農業地域の中で集落のありようというんでしょうか、その集落の中で、どういうふうに住宅地が設けられるべきであるとか、あるいは、ここはやはり圃場が維持されなければいけないとか、そういう農業地域の中での事柄なのかなと今、受けとめました。

そうなりますと、そこは、土地利用計画というよりも、ひよっとしたら農振法の範疇の中での話になるかと思えますけれども、恐らく私は、済みません、農振法のところの所管をし

ておりませんが、農業地域の中でも転用が認められるケースはございますので、その中で、そういった農振法の範疇の中で、望ましい集落形成を図るということもあり得るというふう
に私としては思っております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

町内の農用地、農業集落の中で、やっぱり今のヘリ防除ができないような農地もありますし、今後さらにはドローンを利用した農業というもの、今後出てくると思うんですね。

集落の中に点在している農地については、なかなかそういう機械の活用もできないような農地、そういうものについてはやはり積極的な開発を町のほうから集落に投げかけていく必要も私はあると思うんで、よろしく御協議のほうをお願いしたいと思います。あと答弁は要りません。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

質問事項7番目、農業振興策、要旨、カミチャリにおける上峰牛の販売実績はについて答弁を求めます。

○産業課長（小野清人君）

吉田議員のほうから農業振興策、カミチャリにおける上峰牛の販売実績はという御質問でございます。

今年度も11月20日に、第4回となる「かみちゃりグランプリ 2016」を町づくり実行委員会の主催でとり行うことができました。今年度は、質問にもあります上峰産の牛を1頭買いを行いまして、販売を行ったところでございます。

先ほども総括質問の中でございましたが、資料の中には生体が966キロ、これは大きいのかというふうな御質問ございました。私は、肥育部会農家の方に聞いてみたら、これは非常に大きい牛だというふうなことを聞いております。それと、枝肉重量が637.7キロ、これは割りますと66%になるんですが、これについても非常に大きいと——生体が大きいものだから枝肉も大きいと。率としては平均的な率だというふうなことを聞いております。

また、パック数が842個というふうなことになっておりますが、売れ残りはありません。1時から販売を始めましたが、2時間ほどで完売をしたというふうに聞き及んでおります。これについて、買えなかった人がいるかということでございますが、肥育部会のほうで残りパック数を数えながら行ってきておりました関係、ここまでで、もう商品がございませんと並んであった方にお断りを入れたという方が二、三人いらっしゃったというふうに聞き及んでおります。

回答は以上です。

○2番（吉田 豊君）

私は、産業祭の復活ということでお尋ねをしたときに、かみちゃりグランプリとあわせて佐賀牛の販売をすると、上峰牛の販売をすることによって今日まで進んできたと思います。

私が申し上げたいのは上峰の農業祭、産業祭という形であれば、もう少し方法を考える必要があると思うんですね。

ただ単に牛を1頭殺して、上峰牛を販売するという事じゃなくて、私が当初申し上げたときも希望者には、とにかくどんどん売るよぐらいの、牛は1頭でも2頭でも3頭でもつぶしたらどうですかということをつけ加えたと思うんですが、今回のこの販売実績に対して、産業課でどのような総括をされたのか、それについてちょっとお尋ねをいたします。

○産業課長（小野清人君）

総括はどうかという御質問でございますが、町づくり実行委員会の中の反省会の中では、好評であったというふうなことで、来年は、予算が許すならば2頭でもどうだろうかという御意見もございました。しかしながら、天候等の関係もあります。少雨では決行いたしますが荒天の場合は中止となりますので、その場合の牛肉の販売が中止になりますので、その場合の肉の行き先とかいうのを考えなければならないというふうなこともございますし、ちょっと、ことしから実施したわけでございますが、来年度までは、こういうふうな形態でやってはどうかというふうなことが意見としてはございました。また、肉を売るならば、ほかの野菜等も売ってはいかがかというふうな意見もございました。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

私が思うのはですね、お祭りですから、その場で焼き肉でもさせて食べさせたらどうかというふうにも思うんですよ。だから、例えばことしの場合は、昼1時から多分、佐賀牛の販売をしますということで宣伝をされておったと思うんですけれども、その前にもう少し早く希望者に希望の数だけ売っていけば、どの程度消費するかわかりませんが、売れ残ったときは、その場で野菜セットでもつくって、その場で焼いて食わせるようなこともできるんじゃないですか。

例えば、焼き肉のこんろの代用品にはU字溝の240ですかね、それぐらいのU字溝を置いて、その上に金網を乗せて炭を置けば、完璧なバーベキューのセット、焼き肉の基本的な熱といいますか、その焼く場所はできるんですから、大した金もかからないと思いますし、そして、その場に親子ともども、じいちゃん、ばあちゃんまで含めてですけれども、町内の皆さんが来て大いに楽しんで帰るようなことを考えるのも、産業祭、お祭りの一つではないかというふうに考えますが、その点については、どういうふうなお考えをお持ちか、お尋ねをいたします。

○産業課長（小野清人君）

吉田議員からの御提案でございますが、私たちも一応考えました。焼き肉どうだろうか

いうことですね。

結論としては、お祭りをやっているところで行うと保健所、また消防署との協議が必要だということで、非常に肉を焼いて食うのは本人の自己責任であると思いますが、提供したのはこちらでございますので、そういった食中毒関係があるからやらないということに当時はなりました。非常に楽しそうな催しになると思いますので、今後とも町づくり実行委員会のほうで協議をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

参考までにお知らせしますが、県の農業まつりが農協主催ですけれども、2月に実施されます、川副町の佐賀空港の東側の空き地で。そこで焼き肉コーナーがあるんですけど、とてもじゃないけど、入れる状態じゃないんですよ。そいけん、そこでしようが、上峰でしようが、食中毒の問題は一緒だと思うんですね。

だから、生肉で提供するなら別ですけれども、焼いて食べてくださいということであれば、先ほど小野課長言われたように、食べる側の責任であって、売るほうの責任はないと思います。したがって、実施できるように、もう少し御検討をいただいて、来年に向けては、そういうふうな形で町民こぞって祭りの会場に来て、ああ、ことはよかったねというふうなイメージを持って帰っていただけるようなお祭りにしていただきたいと思います。これは要望にとどめておきますので、答弁は要りません。

○議長（寺崎太彦君）

以上で吉田豊議員の一般質問を終了いたしたいと思います。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、2時50分まで休憩いたしたいと思います。休憩。

午後2時35分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（寺崎太彦君）

それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

通告順のとおり、4番碓勝征君よりお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

皆さんこんにちは。4番碓勝征でございます。通告に従いまして、一般質問を申し上げます。

まず1つ目に、公園管理についてということで、要旨の1、古墳公園の維持管理はという

ことでございます。

この地につきましては、平成23年から25年にかけて、フェンスの張りかえなり、出入り口の増設、公園内の整備、簡易トイレ等の設置、環境整備がなされました。

同時にバス停の名称変更ということで、古墳公園の北側にありますバス停、「坊所」を「都紀女加王墓前」ということで変更をいただきました。その存在は都紀女加王墓と、いわゆる応神天皇のひ孫に当たる都紀女加王でございます、周知されている現在でございます。

この地につきましては、私、度々申し上げてまいりましたけれども、町の宝としてこの都紀女加王墓、いわゆる墓陵、古墳公園の存在を確認しながらPRし、そして町民の皆様の憩いの広場として集いの場にするために、ぜひ今後もこの環境美化について手を加えるべきであるということで思いますので、その計画等をお伺いしたいと思います。

次に、関連でございますけれども、都紀女加王墓前のバス停にベンチの設置がされており、現在4脚程度ありますけれども、腐食したり、非常に壊れている現状でございます。ここら付近の管理についてはどういう形になっているものかお尋ねしたいというふうに思います。

次に、中央公園広場、いわゆるグラウンド内でございますけれども、現在この地には公園内に8カ所のベンチがございます。備えつけで芝生の前に8カ所に2台ずつございますけれども、利用者の方より声として、その前にできたら防水加工した背もたれベンチを置いてもらえれば利用する際に非常に便利になるということでございますので、そこら付近をお願いしたいということで、お考えをお伺いしたいというふうに思います。

それから、税改正について、いわゆる暮らしの税ということでいろいろと報じられておりますけれども、配偶者控除等の見直しについて、資料に基づいてお伺いしていきたいというふうに思います。

次に、道路についてということでございます。

私が今回、3点ほど出しておりますけれども、これにつきましてはもう以前から質問等をやってきたわけでございますけれども、そこら付近の流れをお伺いしていきたいということで、まず1つ目に、町道緑ヶ丘団地南線側溝付設ということでございます。

次に、町道御陵坊所線の安全施設の付設ということで、これにつきましても以前から申し上げております。いわゆる外記の前付近のカーブ付近の箇所でございます。

次に、町道三上住宅4号線ということでございます。この地につきましても、以前から申し上げてまいっておりますので、現在の主管課としてどういう考えをされているのか、そこら付近をお伺いしていきたいというふうに思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1番目、公園管理について、要旨1、古墳公園の維持管理はについて答弁を求めます。

○文化課長（原田大介君）

皆さんこんにちは。礎議員の御質問、質問事項の1、公園管理について、質問要旨の1、古墳公園の維持管理はについて私ども文化課のほうからお答えをしたいと思います。

現在文化課では、町の歴史公園として堤土墨跡歴史公園並びに古墳公園の2カ所について管理を行っております。古墳公園につきましては、平成26年度から私どものほうで管理をさせていただいております。

まず、樹木、下草などの管理としましては、定期的な作業につきましては公園内の植え込みの剪定、下草刈り等の作業を年4回、現在シルバー人材センターのほうへ委託を行っております。また、不定期ではありますが、隣地及び町道側へ伸びた桜の高枝の伐採、整理作業を業者さんに委託しまして、平成26年度、平成27年度にそれぞれ実施しているところでございます。

次に、施設整備としましては、平成26年度に、古墳公園の入り口側のコンクリートスロープがありますが、あそこが傾斜が急でございまして、雨にぬれたりすると足元が滑るということございまして、そのスロープに沿いまして安全確保のための手すりを設置しております。

本年度は地域の皆さんの要望等を受けまして、町道入り口側のスロープに並行しまして、階段の設置並びに古墳公園内に外灯の整備を計画しております。それにつきまして、今議会に一般会計補正予算案として関連事業費を計上させていただいております。中身につきましては、工事請負費、外灯設置工事が3,415千円、階段の設置工事が1,620千円、それから外灯の電気料等で、合計で5,040千円となっております。

また、古墳公園の美化維持管理につきましては、平成27年度、佐賀県のさが段階チャレンジ交付金事業を活用されまして、地元の有志の方々を中心に都紀女加王墓と古墳公園を守る奉仕団を立ち上げられております。奉仕団は、平成27年末より古墳公園内の定期的な草刈り、清掃、ツバキや季節ごとの花の苗の植栽などの活動を通して公園の環境美化に御協力をいただいております。奉仕団の方々は、今後、都紀女加王墓の管理者とともに連携を図られまして、古墳公園と都紀女加王墓のPR活動を通して、町の歴史的資産である古墳公園と都紀女加王墓のPRを行っていききたいと活動を続けられております。

さらに、来年度になりますが、古墳公園の利活用を図る目的で、29年度の佐賀県のコミュニティー事業に地元の下津毛地区の方々が古墳公園内にテーブルベンチ6台の設置事業を、事業費2,000千円で申請をされているところでございます。この事業が採択されますと、奉仕団の美化活動と相まって古墳公園の利用者の利便性がさらに向上するものと期待されております。これに伴いまして、町としましては古墳公園内に上下水道を引き込みましてトイレ設置を計画させていただいております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

ただいま課長のほうから、今後の計画ということで、今回の補正予算なり次年度の事業計画等々の御披瀝がございました。いずれにいたしましても、この地は上峰町の名所としてきちんと整備をしていただくことによって、町民の皆さん、通行される皆様に対しても、この地についての環境美化が保たれるというふうに思います。

そういう中で、町の考えとして、政策として申されておりますけれども、いわゆるイオン周辺等の再開発も視野に入れられておるようでございます。位置的にも非常に重要な箇所がございますので、この地につきましては、申し上げたとおり皇族の御陵ということでございますし、この存在はきちんと管理をしながら環境美化を保つべきということでございますので、取り組みます町の姿勢をお伺いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

古墳公園につきましては、以前から奉仕団の皆様方が環境美化、整備に当たっていただいておりますので、大変ありがたく感じているところであります。

周辺地は環境にも恵まれ、商業地として立地をしております。文化財産の少ない本町にとりまして貴重な、県内唯一の御陵でございますので、御陵参考地と違いまして国のお墨つきのお墓ということになってまいります。

先日、御陵に足を運びました。その際に、本屋さんでいろんな本を拝見しまして、御陵に足を運んだ際に住民の皆様方のお声も聞きながら、本で確認したこともいろいろお伝えしたところでございますけれども、御陵によっては、周辺の公園整備をしっかりとやっているところと、やっていないところがございますので、公園については文化課長の御意見も聞きたいわけではありますが、我々の範囲で、御陵横の公園としての適切な範囲と、改良の範囲というものを超えない限りは整備を行うことができるものというふうに思っております。

宿泊施設が近くにあり、商業施設が近くにありという条件から考えますと、宿泊施設にお泊りの方が周遊できるような環境の一つとして今後検討を加えながら、あの地で憩いの形成ができるような場をつくっていききたいというふうに考えているところであります。

○4番（碓 勝征君）

都紀女加王墓のこの維持管理につきましては、宮内庁の管理ということで、井手口のほうに管理者がおられますので、その地とも、私たちのグループの奉仕団の方ともいろいろ折衝して取り組んでまいっております。都紀女加王墓の中に入るのも非常に厳しい管理状況がございましたので、そこら付近はぜひ原田課長等の中に入れてもらって、管理者との調整なりをいただきながら、奉仕団として私たちもそういう環境美化に取り組んでまいりたいと思いますので、今後の指導をいただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、都紀女加王墓と古墳公園につきましては、非常に大事な、重要な地であるということをしかり認識して私たちも取り組んでまいりたいと思いますし、町

のほうからも御支援、御協力、御指導をぜひお願いしたいというふうに思います。

○議長（寺崎太彦君）

次に進んでいいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

要旨2、都紀女加王墓前バス停のベンチ取り扱いについては答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、質問事項1の公園管理についての要旨2、都紀女加王墓前バス停ベンチの取り扱いについてということで御質問にお答えいたします。

バス停のベンチにつきましては、西鉄バスに確認いたしましたら、固定ベンチや屋根の設置においては、道路敷でありましたら道路管理者の占用許可をいただき設置しているということでございます。バスの利用者数、設置場所の確保等の条件が合ったバス停に設置されているということをお聞きしております。単に移動式のベンチにつきましては、バス事業者としても関知していないということでございます。

また、道路管理者、この現地においては県道ですので、東部土木事務所の許可につきましては、歩行者に支障のないよう、歩道幅の確保等により許可を行っているということでございます。

今回の質疑の都紀女加王墓バス停のベンチにつきましては、長ベンチ3つと1人座りの椅子が1つありまして、損傷がひどい状態でございます。このベンチにつきましては、誰が設置したものか、総務課としても把握できていないのが現状でございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうからは、バス会社との問い合わせ等々で、いわゆる固定ベンチであればバス会社の管理になるかというようなことでございますけれども、あそこはもう移動ベンチでございますので、まさに利用する方が自発的に置かれたものか。1つは、何か宣伝マークが入ったようなベンチもございますけれども、もうそれも腐食しておるとようなことでございます。

このベンチの取り扱いにつきまして、町のほうから手出しはできないものか、できなければほかの方法、何か対応できるようなこと、その地につきましては県道敷地でございますので、県にお願いするというのもこれはもうどうかと思いますけれども、そこら付近の対応をどういうふうに町として考えておられるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課長（江崎文男君）

先ほどの都紀女加王墓前バス停のベンチにつきましてはですが、管理につきましては先ほど申しあげましたとおり、誰が管理しているのかわからないような状態でございます。

ただ、今のまま放置しとっていただいても非常に損傷がひどいということで、バス停のベンチにつきましては西鉄バスに確認してみましたところ、損傷がひどい移動用のベンチ等で

地区のほうから要請があれば撤去をしているところはあるということでございます。あくまでもお客様に対して危険性が及ぶというところについては、撤去だけはバス会社のほうですということでございます。

また、今後設置とか管理等につきましてなんですけれども、今年度より上峰町の地域づくり事業の補助金が活用されまして、この都紀女加王墓関係につきましては、上峰さいこう 都紀女加王墓古墳と公園プロモーション・プロジェクト促進事業ということで、その中の環境貢献事業ですか、その中であればそのバス停あたりも、その周りの環境整備というところで事業の中に織り込みながら計画されるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○4番（碓 勝征君）

撤去について言えば、地区のほうから申し入れをすれば対応できるというようなことでございますけれども、今おっしゃったように、いわゆる地域づくり整備事業ということでの手続がなされております。その中で環境美化整備ということの項目もございますので、そこら付近で取り扱いをすることもどうかということもございますので、奉仕団のほうにつながりながら、このベンチについては何かの形で対応できないかどうかということ、内部検討なり奉仕団のほうにつないで、地域整備事業の中に織り込んでこの取り扱いができるかどうかということで、これは私のほうでつないでいきたいというふうに思います。

町から直接手を出すということはなかなか困難だというふうに思いますので、そういうことで奉仕団のほうにつないでみながら、取り扱いできればそういうことで、利用する皆さんに不便をかけないような、危険物の形になっておりますので、除去したり、新しく設置するとか、そういうふうにつないでいきたいというふうに思います。

○議長（寺崎太彦君）

答弁はよろしいですか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

それでは、要旨の3番目、中央公園広場（グラウンド）に背もたれベンチの設置はについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆さんこんにちは。4番碓議員の質問事項1、公園管理についての要旨3、中央公園広場（グラウンド）に背もたれベンチ設置はという御質問にお答えをいたします。

議員御案内いただきましたとおり、現在グラウンドには野球、ソフトボールのダグアウトとしてベンチが8カ所あります。いずれも背もたれ式ではありませんでしたが、しっかりしておりますので、背もたれを付加するか、新設になろうかと思えます。

さらに、グラウンド内での御利用ですと、持ち運びができるアルミ製の背もたれつきの折り畳みベンチはいかがでしょうか。バックネット裏の倉庫に置いておけば、必要に応じて利用していただけるものと思えます。キャンプ用品などを見ていると、防水生地にもなって

いるようです。ベンチ設置については、大きさや数量など協議をさせていただければ幸いです。
以上です。

○4番（碓 勝征君）

現在8カ所に置かれておる固定ベンチは、これは観衆用で、見に来られた皆さんが利用される等々ということで理解をしております。

申し上げたとおり、利用する団体の皆さんがですね、そういう背もたれベンチをしていただければ利用効果も上がるんじゃないかなろうかというような声も聞いております。ぜひ防水加工をした背もたれベンチを最低1カ所ずつでも置いてもらえれば、利用者の方も非常に喜ばれるんじゃないかなろうかというお声をいただいておりますので、ぜひそういう形で取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、この公園グラウンドとしてのいわゆる利用価値は非常にございます。もう皆さんよく御利用がなされておりますけれども、ただ、周辺、周りを見てみますと環境整備が若干放置されているような箇所もございます。樹木とか、水回り器とか、そういうことが若干手薄になっているように思いますので、せっかく利用する皆さんが来た中で、それを利用しようとするときに水回り器、水道とかですね、トイレの中も若干清掃不足が見えるような箇所もございますので、ぜひここら付近は管理者等々の指導をしていただくことも大事でございましょうけれども、物的に何か必要な修繕できるようなことがあれば、それはぜひチェックしていただきまして、来町される皆さん、町外から来られる皆さんも結構おられると思いますので、せっかくの中央公園の利用価値が、いい中身があるけれども、取り巻く周りが少しすさんだような状況もございますので、これはしっかりとチェックをしていただき、管理人のできる分はもうやってもらおうとか、できない物品については取りかえるとか、小さいこととでございますけれども、これはぜひ、せっかく立派な中央公園の中身として比較した場合、周りが若干云々というようなこととございますので、そこら付近は要望としてお願いしておきますので、よろしく申し上げます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございました。施設の維持管理につきましても努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

次、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

質問事項2番目の税改正について、要旨、配偶者控除等の見通しはについて答弁を求めます。

○税務課長（坂井忠明君）

皆さんこんにちは。4番碓議員さんからの質問事項2、質問要旨第1項目めの配偶者控除

等の見直しはという御質問にお答えをいたします。

先にお断りをさせていただきますが、2017年税制改正の詳細に関しましては、政府・与党税制改正大綱が決定したばかりでございます。また正式に発効したものではありません。内容は新聞報道等からの引用であることや、また配偶者特別控除制度も含めた内容とさせていただくこと、また慣例として夫のほうを所得控除側、奥さんのほうを老人以外の一般の配偶者ということで、両者給与所得者というような設定で説明をさせていただきたいと思ます。御理解をお願いいたします。

配偶者控除は、所得税及び個人住民税算定上の各種所得控除の一制度として昭和36年度に法制化されて以降、半世紀以上続く広く国民に定着した仕組みでございます。

現行制度では、配偶者の合計所得金額380千円以下、給与収入ベースといたしましては1,030千円以下で適用され、所得税では380千円、住民税では330千円が夫の所得から控除をされるものでございます。

また、合計所得が380千円を超えていた場合であっても、760千円未満、給与収入ベースを言いますと1,410千円未満までは段階的に控除が適用される配偶者特別控除という補完制度もございます。

配偶者控除創設時におきましては、専業主婦や子育て世代の主婦に対する内助の功への恩典というような位置づけでございましたが、近年、女性の社会進出が進み、共働きの世帯が専業主婦の世帯数を上回る状況が生じてまいりますと、この制度の適用を受けんがために年間収入を1,030千円以下となるよう就労調整を行う、いわゆる1,030千円の壁というものが問題視をされるようになってまいりました。働き方改革の方針のもと、制度見直しの議論が重ねられてまいったところでございます。

2017年度税制改正の検討において、一旦は配偶者控除にかえて、夫婦の枠組みで一定額を控除するという夫婦控除という仕組みが検討されておりましたが、配偶者控除の適用範囲を拡大する方向となりまして、12月1日の政府・与党の税制調査会が見直し案を大筋で了承され、8日決定の与党税制改正大綱に盛り込まれたということでございます。

見直し案の対応につきましては、配偶者控除の基準となる妻の年収要件を引き上げるとともに、高所得者層に位置する夫の年収に制限を設けるというものでございまして、見直しに伴い減税となる世帯がふえる一方で、一定の高所得者層については増税となっております。

判明した見直し案の概要について、別添の資料を用意しておりますので、そちらに沿って御説明をさせていただきます。

では、資料のほうをよろしく願いいたします。数字につきましては、所得税をベースにしております。

まず、1番上の表をごらんください。

表の中で、太字で示しておりますところの金額が、所得税算定上の控除額を示しております

す。上段には、横に妻の、配偶者の年収ごとの区分で、ゼロ円から右端の2,010千円超まで10段階設定をしておりますが、実質的には2,010千円超につきましては控除額ございませんので、実質9段階の設定となるようでございます。

また、左端のほうには縦に4段階の区分で、夫の年収ごとの区分を設定いたしております。11,200千円以下から12,200千円超までの4段階の設定となっておりますが、一番下の12,200千円超につきましては、先ほど同様控除額ございませんので、実質3区分の設定となっております。これをまとめますと、合計で控除額というのは27の区分に詳細に分かれてくるというような仕組みになっているようでございます。

その下、次の2番の項につきましては施行期日を示しております。報道によりますと、平成30年1月と施行期日はされているようでございますが、まだ国税局等にも情報がおりきていない状況でございまして、あくまで想定ではございますが、所得税では平成30年中の所得から、住民税におきましては平成31年度課税分からではないかと考えておるところでございます。

その下、3番の項につきましては、本町の配偶者控除の適用状況でございまして、28年度住民税がベースになっております。現在、控除対象配偶者は町内で981名、うち132人が老人の控除対象配偶者でございまして、また、現行の配偶者特別控除を適用されている方というのが136人ございまして、これが控除額の拡大に伴い、新制度上の配偶者控除に移行するという形になるかと思っております。これ減税です。

次に、4番の項につきましては収入の状況を示しております。

給与収入ベースでは、1,410千円から1,500千円の分布上にある方は現在97名ございまして、そのうちの4割ほどの38名を新たな配偶者控除の候補者というふうに置いております。さらに、給与収入ベースで1,500千円超、2,010千円以下に位置する方が640人いらっしゃいまして、そのうちの2割ほど、128人程度が新たな配偶者特別控除の候補者というふうに見込んでおるところでございまして、全て想定でございまして。

結局、3番と4番の項の色づけした部分の右側に矢印で示しておりますが、そちらのほうの合計をいたしますと302名になりますが、そちらのほうの数が制度改正によって減税になるとの試算をしているところでございまして。

配偶者控除見直しの概要等につきましては、以上のとおりでございまして、町といたしましては、今回の見直しを受けまして、納税者が年収目安を現在の1,030千円や1,410千円、こちらのほうから1,500千円あるいは2,010千円にシフトされることに伴いまして、増税、税収増というものを期待しているものでございまして。

しかしながら社会保険、健康保険や厚生年金でございまして、そちらのほうの加入基準である年収1,060千円や1,300千円の壁、あるいは多くの企業で配偶者手当の目安とされております1,030千円の壁等はまだ解消されておられません。働き方改革を進めるためには、これら

障壁の解消とあわせ、育児環境の整備や最低賃金の見直し、勤務時間の短縮など国、地方、企業、地域が一体となった施策の展開が不可欠ではないかと考えております。

以上、答弁といたします。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうから資料の説明等々いただき、中身につきましては理解をいたしました。

今回の暮らしの税制の改正につきましては、いわゆるパートの主婦が働きやすくなるようなことにつきましては歓迎されるというふうになっているようでございます。

一方、夫の世帯主の場合に、配偶者の年収等々がふえていきますと逆にマイナスになると、いわゆる控除額も減るといった形のものでございます。いずれにいたしましても、この税改正につきましてはプラスマイナスが見えるようでございます。今、課長がおっしゃったように、企業関係につきましても、企業者の配偶者手当等々につきましても、この1,030千円の壁が外されますと、いわゆる配偶者手当の支給にも保険料の負担が生じていくという形にもなるようでございます。

いずれにいたしましても、この税改正につきましては、消費税につきましては19年10月から10%ということになるようでございますし、酒税関係につきましてもビール・酒等につきましては抑えるけれども、発泡酒・第3のビールは増税になるとか、いろいろエコカーの問題とか、子育て支援の関係につきましても企業が自体で保育所を設置した場合については固定資産税の軽減とか、そういうこと等もあるようでございます。中小企業等につきましても、賃上げをした場合については給与総額の優遇措置等々がいろいろあるようでございます。

いずれにいたしましても、私たちの暮らしに関係する税改正もあるようでございます。これはもうしっかりと見詰めながら、また何かあったら、課長のほうから説明等々いただきながら確認してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか、次に進んで。

続きまして、質問事項3番目、道路について、要旨1、町道緑ヶ丘団地南線側溝付設はについて答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

4番議員の質問事項の3番、道路についてということで、要旨の1番、町道緑ヶ丘団地南線の側溝付設はということでの質問でございます。

議員御指摘のこの町道につきましては、御承知のとおりに入り口、北住宅公園から東に下って住宅地区を周回して行きどまりになっている折り返し道路となっております、入り口付近は3.2メートル、奥に回っている道路の付近等につきましては2.8メートルということで、狭小の町道でございます。

この路線の拡幅につきましては、住宅が密集して現実的に困難と思われまますので、以前に

一部整備したように、側溝を改修してふたつきで整備することによって一部解消するのではないかと考えております。

この箇所につきましては、昨年度から側溝改修工事を実施しておるところでございます、昨年は延長75メートル、それから今年度につきましても入り口付近の一部区間ということで延長26メートルですけれども、発注いたしまして、ほぼ完了をしております。

今後につきましても、地元区長様と協議をしていながら計画の中に入れてまして、予算の状況を見計らって上司と打ち合わせした上で、年次的に整備をしていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

側溝がございまして、ふたがないために、一旦緩急火災発生時に消防車が入れぬような箇所が1つあるということですね。いわゆる側溝、ふたなしということで、幅員の確保ができないということで入れない。そこについては今年度事業で対応できておるんですかね、いわゆる側溝のふたがない箇所が何メートルかございますけれども、その地についてはどういふふうな考えですかね。

○建設課長（白濱博己君）

議員御指摘の消防車ということでお話がございましたが、3年ほど前に周辺で火災があつておつたと記憶しておりますが、そのときも一旦中に入ってバックをされての消防車の対応ということであつたと聞いておりますが、今、側溝につきましても道路幅が広くなるというわけではございませんで、ふたなしの、旧態依然の、昭和53年以前の開発地での古い側溝を改修して、ふたつきの強度を持ったやつをすると、その側溝側も道路として利用できるのではなかろうかということのもとで今改修を行っておりますが、下つての道路を、今南側の側溝を改修が終わっておりますが、今後につきましては北側の分を建設課としては整備をしていきたいと考えておりますが、それを整備したのを、消防車云々ということではないかと思いますが、いずれにしても消防車につきましてはそこの中に入らなくて、公園、ブランコのあるところからホースを持って消化活動をするのではないかと考えておりますが、今後につきましてもそういった形での側溝整備を計画していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

私が以前、町民の方からお声を、二、三年前ですかね、もう過ぎておると思いますけれども、いわゆる町道緑ヶ丘団地南線の起点、終点の中に、ふたなしの箇所がございましてけれども、それも入れて当該年度で対応をしていくということで理解しとっていいんですかね。いわゆるふたがない側溝がございましてから、それを含めて緑ヶ丘団地南線は整備ができるとい

うことで理解していいんですかね。

町民の安全・安心と人命を守るためには、その路線の中にそういうふたなしがあるために幅員確保ができない。してもらうために幅員確保ができて、出入りが可能になる。小さな箇所がややもすると残されるような気があるから、この団地南線の全体を眺めてもらった上で、取り残しが無いようなふうで手当てをしてもらいたいというふうに思いますけれども、どうですかね。

○建設課長（白濱博己君）

議員御指摘の古い旧態依然の側溝につきましては、老朽化しておりますし、今後につきましては、全路線につきましてはのふたつきの整備を今後計画していきたいということで考えておりますが、昨年、ある区間、今年度も行いましたが、年次計画を立てて予算の範囲の中で上司と協議をしながら実施の方向に向けて検討していきたい、また整備をしていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

いずれにいたしましても、この緑ヶ丘団地南線、確かに開発行為で昭和五十二、三年ですか、開発された地でありますけれども、町道移管を受けたからには、それはもう担当課として当然、上司に手続をしながら住民の要望に応えるような形で対応していただくように強く要望をしておきます。

○議長（寺崎太彦君）

次、よろしいですか。（「あと1回答弁して」と呼ぶ者あり）もう一回答弁をよろしく。

○建設課長（白濱博己君）

議員御指摘のように、この南線につきましては大変、町内一と言っていいぐらい狭うございます。軽自動車では行けますが、普通車ではなかなか行けないということで、特に曲がり角付近等は本当に1回Uターンしてバックして行かなければならない状況の中で、老朽化した旧態依然の側溝につきましては、今後整備を行っていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。

それでは、次に進みます。

要旨2、町道御陵坊所線安全施設付設はについて答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

4番議員の要旨の2番目の、町道御陵坊所線の安全施設の付設についてということでございます。

町といたしましては、現在、安全防護施設ということではございますが、町道に面した水

路沿いにつきまして、常時たまった状態での水路の横につきまして危険箇所ということで、緊急性なり、それから危険性なり要望等を勘案して、総合的に今整備を行っているところでございまして、この町道御陵坊所線の安全施設につきましては、この路線は通学路でもございまして、中学校前の交差点から北に約220メートルほどは西にガードレールを付設しておりますが、それ以後、北につきましては未設置のままの状態でございます。通学路の安全面から町としても必要な箇所ということでは認識しておるところでございますが、今回、議員御指摘の箇所につきましては、外記のため池南側の宅地が途切れたカーブになっているところの内側ということでお察し申し上げます。以前から議員のほうからも指摘があつておったところでございますが、確かに北側から来る車につきましては、カーブ付近はのり面が急でございまして、一部崩れかけている箇所もあり、危険と感じているところではございますが、転落防止柵といいますのは内側というよりも、むしろ外側が必要ではないかと考えておるところでございます。現場の状況では、このままの状態ではガードレール等、転落防止柵を設置することは場所的にちょっとありませんので、のり崩れがしておりますので、先ほど申しましたように、のりの補修をした後でないとなかなか効果があらわれないんじゃないかということだと思っておるところでございます。のり面の補修等、今後危険防止策として考えていくなから、その後の設置につきましては検討していきたいと考えております。

なお、現状での安全対策といたしましては、今後、反射板つきのデリネーター等の設置を検討もしていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

この件につきましても、私、数年前からお話をさせてもらっておるんですけども、今、課長が、のり面の傾斜の関係等々で安全施設の設置は難しいというふうなことのようでございますけれども、いずれにいたしましても、このカーブ地は非常に危ないですよ。危ないんです。町民の声としても、しっかりここは何とかガードレールしてもらえんやろうかというような声もありますし、本格的なガードレール、安全施設、パイプガードとか、いろいろ種類があるかというふうに思います。だから本格的な、通常の大いガードレールじゃなくても、のり面、土台をしっかりしながら、これ全面的にお願いしたいということじゃないんですよ、そのカーブ地点で部分的にやってもらいたいと。もちろん安全施設につきましては、要望等々がいろいろあるかと思えますけれども、これぜひ、大々的な発注じゃなしに、例えば小規模工事としても発注できるんじゃないかろうかというふうに思いますし、そこら付近は、のり面補修が第一義であって、ちょっと対応については難しいというようなことのようにございますけれども、町民側からすれば安全・安心を確保するために、やはりそういう思いを随分こらえて、こらえて、こらえた中で発言をされて、私たちに話をされておると思うわけですよ。私もそれは感じますし、いわゆる主管課としての対応、私は危機感が足りな

いんじゃないかなと、失礼ですけどね、そういう感を受けます。

転落してからでは遅いんですよ。だから事前対応としてね、やはり方法がいろいろあるかと思います。本格的なガードレールじゃなしに、種類のあるガードパイプ等々でやることによって、おっしゃったようにガードパイプに反射板をつけるとか、そういうこと等も考えていただいて、これも私、二、三年前からも申し上げておりますし、この取り扱いについては、他の箇所もあるかと思いますが、安全・安心を確保するために町民の意向を受けてもりたいということを思っておりますので、前向きで検討するようにお願いします。

○建設課長（白濱博己君）

議員の御指摘、大変ありがとうございます。町民の安全・安心のためにということで建設課の使命であるとは認識しておるところでございます。今後、再度現場を調査しながら、本格的なガードレールということではございませんが、そういった危険防止のための何らかの策につきまして今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

次に進んでよろしいですか。

それでは、次に進みます。

要旨3、町道三上住宅4号線側溝付設はについて説明を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

要旨の3番の町道三上住宅4号線の側溝付設はということで答弁させていただきます。

三上地区における町道三上住宅4号線の関係でございますが、この路線の中で、公民館東側道路の3差路付近の道路側溝関係ということであると思います。水路の勾配としても狭く老朽化した側溝でございまして、住民さんに不便を来している箇所でございます、住民からの要望も上がっていた箇所と思っております。この地区の道路排水は、南側の農地の箇所につきましては側溝がないために、南側に宅地があつて側溝がある箇所につきましては、道路を横断して北側の側溝を通じて西側の三上開拓線の水路に流れておる状況でございます。

議員御指摘のこの付近の側溝付設につきましては、3差路付近の側溝の勾配を考えますときに、西側へ流れにくいと思われまして、農地に隣接した道路南側の側溝付設を第一に考えて、道路排水を全体的に西へ流さないとなかなか効果は薄いんじゃないかということで、現在認識しておるところでございます。

町といたしましては、現在老朽化した側溝について改修する必要性は考えておりますが、全体的な水系等を考慮しますと、南側への側溝付設をお願いされている住民も、区長さんともども多いような気がしているところでございます。

今年度は、三上地区につきましては、全体の要望もあつている状況の中で、一部、下津毛三田川線、それから米多坊所線等の舗装改修をメインに実施しておりますが、この箇所につ

きましても以前に地区からの要望があつておりましたとおりに、今後、地区と協議しながら整備計画の中で検討をしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

この地につきましても、二、三年前から申し上げております。課長の答弁によりますと、南側の側溝の付設がないということでございますけれども、この地は、北側のほうですけれども、これにつきましては、両サイドは側溝の調節がされて深くなっておるといふことであります。この地につきましては浅い、そしてそのために宅地内に流入すると、洪水時に流入するといふことで、非常に支障を来しておるといふことにつきましては、前回からもしっかりと申し上げてきております。課長の言によると、南側の側溝の関係と、そういう絡みもございまして、高低の加減がありましよう。この地につきましては、いわゆる放置された側溝のようでございます。

全体的なことを言われますと、なかなか取りかかりが難しいと。先ほど井手口団地南線の時も申し上げたとおり、いわゆる小規模工事の発注をすればできるんじゃないかと、浅い部分を深くしてやれば。だから全体的なことを言われるから、なかなか取っつきができない、調整がうまくいかないというようなことのようにございますけれども、この小さなことですけれども、そういうことが町民の方にとっては非常に悩みがあると、思いが強いと、差別を受けているんじゃないか、平等性に欠けているんじゃないかというような思いがあるんですよ。だからね、そりゃ全体的な側溝の新設なり調整なり必要であるけれども、この地については部分的に小規模工事発注なりをしていただければ、その部分はとりあえずできると思うんですよ。だから、そこら付近はきっちりやってもらいたいという思いが数年前からあります。

私が申し上げますと、なかなか小さいことばかりですので、他の工事とセットしてやるよというような課長の弁が時々聞かれますけれども、これは即対応するような、そういう小規模工事の発注でもやって、取り扱うような姿勢を示してもらいたいということですよ。

○建設課長（白濱博己君）

議員御指摘の小規模の道路維持の補修の中でやっていっていただきたいということでございました。町内をまわしますと、今、業者の委託のほうで維持管理の面で予算をとっておりますが、小規模的なもので事業費も数万から数十万ということでの工事をしていただいております。

今後につきましては、地元と協議をさせていただきながら、また地元の区長さんなりもいっぱい要望いただいております中で、優先の度合等も勘案した中で、この路線につきましては、側溝の付設がえをしなければならぬ箇所でございますが、先ほど言いましたように側溝付設がえをただけで流れるかといふと、ちょっと流れにくい面もございまして、そ

こら辺はほかの事業との関連もございますが、今後部内でも検討していきながら、総合的に勘案して、整備につままして検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

関連ですけれども、この4号線の起点地、東側でございますけれども、いわゆる中学校の駐車場ですか、あの地から入るいわゆる4号線の起点、東側の入り口ですね、これも申し上げてまいりましたけれども、非常に西から出るときに視界が悪いと、出にくいというふうな声も出ておりました。これについては南側の、いわゆる坊所御陵線ですかね、あの地の南側でのワンスパンは外してあるわけですね。ところが北側の地については、ガードレールはもちろんそのままになっておりますし、その上にミラーがあるんですね、カーブミラーが。あれがやっぱりネックになっておるといふふうに思うわけですよ。非常に出にくいし、危険ですというふうなお声もいただいております。

これも二、三年になりますかね、その南側についてはワンスパンのパイプだけを外して対応したような形になっておりますけれども、北側の地が、これがカーブミラーの位置の問題もありましょう。ガードパイプもそのまま、北については非常に見にくい、出にくいという声もいただいておりますが、これも以前から申し上げてきました。これについては課長、どういうふうな考えを現在されているのか。

○建設課長（白濱博己君）

この箇所につまましては、ことしの10月20日付で地区のほうから評議員6名さんから要望が上がっている箇所でございますが、私どもも以前からも認識しておるところでございますが、ここのところは南北に水路が通っておりまして、ふたがかぶさっておるところでございます。現在の道路部につまましては強度的に大丈夫と思っておりますが、南、北に角をつけてふるといふことになると、車が当然通るわけでございますので、その橋梁のふたの度合いがもたないということでの認識で、この件につまましては、その必要性ということでの橋梁のかけかえといえますか、補強、増設等をしなければならないということでございます。この件につまましても要望を承っておりますので、今後につまましても、当然、整備をするということでの認識を持っておるところでございますので、今後につままして考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

課長は、地区の役員さんのことが第一義であるというようなことをおっしゃるんですね。もちろん私は、それは三上には田中議員おられますから、田中議員がおっしゃることが一番通じるというか、そういう考えを持っておられるかどうか知らんけれども、地区の役員さんを通じて云々と言うけれども、私は全体を眺めたところで、有権者の皆さん、町民の皆さん

から声をいただいて申し上げておるんですよ。何か、あなたの考えは、地区の役員さんを通じないと、地区の方の言葉が一番大事よというふうに私聞こえるものですから、いや、それはね、私たち議員は選任をされた町民の代表者であるので、どの地のことについても当然発言はしていきますし、つないでいく立場ですから、そこら付近はもうちょっと課長もしっかりとした見識を持って取り組んでいただきたいということを強く申し上げて、この項につきましては私の質問は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

これで4番議員の一般質問が終了いたしました。

お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、4時15分まで休憩いたします。休憩。

午後3時58分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（寺崎太彦君）

それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

通告順のとおり、6番井上正宣君よりお願いいたします。

○6番（井上正宣君）

皆さんこんにちは。議長に質問のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

本来であると、あすの朝一番かなと思っておりましたが、どうも時間が足りないようで、私も二股かけるのは嫌いですので、きょうじゅうに終わりたいと思います。目の覚める質問をします。御答弁をよろしくお願いします。

まず、質問事項の第1番目、道の駅について。これは資料をいただいておりますが、どこら辺まで進んでいるのか、ちょっと知りたいと思っております。

それから、国際交流。驪州のほうから今回来られなかったということで、驪州市との交流を今後どのように考えているのか。

また、2番目の日韓カラオケ大会はなぜ開催ができなかったのかということについて質問をいたします。

また、町施設利用料についての減免状況ですが、体育施設、体育館関係とグラウンド、それから町民センター、ここら辺の減免状況ですね。

それから4番目に、ふるさと寄附金返礼品についてですが、上峰町内の返礼品がどれだけあるかということを知りたかったわけで、資料はいただいておりますが、見る限りではあんまり上峰町産の返礼品はないと。今後の返礼品の考え方ですが、それをお伺いしたいと思

います。

それから、中学校、小学校周辺の道路の改良、これは危険防止対策をどのように考えておられるのか。以前にも中学校東側のハンプ1カ所の質問をしておりますが、段差があってもその前後にあれだけいろいろとかき散らかしていると、なかなか本来の段差そのものが見えにくい状況にあります。だから、私は蛍光塗料を吹きつけてでもやれば、そのほうがよっぽど見えやすいと。夜、昼、雨、そういうことも考えておりますし、今後課長がどのように考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

以上、5時までには終わりたいと思いますので、よろしく答弁お願いします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1番目、道の駅について、要旨1、いつ、どこに、計画表を求むについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の1、道の駅についての要旨1、いつ、どこに、計画表を求むということで答弁いたしたいと思います。

道の駅につきましては、吉田議員からも御質問がありましたので、答弁が重複するかもしれませんが、前後いたしますが、まず、場所につきましては、去る9月議会におきまして、町長より商業施設が集中する町中心部の再開発と一体的に進めるという考えが示されたところでございます。

次に、整備の計画でございますが、お手元に井上議員の一般質問資料ということで、国土交通省が示す道の駅整備の標準的なフローをお示ししております。このように一般的なフローなんですけど、まず、全体構想というものがございまして。これは整備の目的であるとか、コンセプトであるとか、あるいは立地、整備、管理、運営の手法ですとか、あるいは各施設の大まかな配置、こういったものを決めるのが全体構想というふうになっております。それから、途中で道路管理者、道の駅の場合は国交省になりますけれども、そういったところに相談をしながら、次に事業計画を策定するという流れになっております。この事業計画というのは施設の規模であるとか、配置、間取り、それから各施設の運営に関する事、あるいは運営の中でも特に収支ですね、収支計画に関する事、こういったものを事業計画と通常言っております。それから、設計等と書いておりますのが、これがいわゆる建設の設計でございます。ここまで全体構想から設計まで大体通常ですと2年から2年半ぐらいかかるというふうに言われております。その下のほうが市町村等と書いております。事業実施と書いておりますが、この事業実施というのが建設工事になります。ここも他の自治体の例を見ますと、大体1年から長いもので1年半ぐらいかかっております。ですから、その後、道の駅の認定申請を国交省に行ったりですとか、あるいは道の駅全体をどういうふうに管理運営していくか、その手法の検討ですとか、最終的にオープンまで大体3年から4年ぐらいかかると

いうふうに一般的には言われております。

本町におきましても、基本的にはこうしたフローにのっとり整備を進めることといたしておりまして、現在、関係者と全体構想計画の策定に向けて断続的に協議を行っている状況でございます。

以上です。

○6番（井上正宣君）

課長のほうからこの道の駅の整備フローをいただいておりますけど、これのどこら辺まで今進んでいるかですね。課長持っておられるかどうか知りませんが、国土交通省の道の駅の事業制度の新規登録の要項なんです。これを見られたらわかるように、立地条件がかなうところ、特に道の駅はドライバーが休憩をするところなんです。売店とかなんとか別ですよ。あれは農水省の補助事業ですから。これは道の駅は国土交通省、休憩場所ですね。きれいなトイレ、いろいろここ書いてありますけれども、バリアフリーまでひっくるめてですね。そして、交通の要衝であると。商業地の真ん中あたりは適合しないように書いてあります。田ん中の真ん中辺です。どこの道の駅でも大体町の真ん中にはありません。駐車スペースが広くとれるところ、そして、そこに付随した農水省の補助事業を適用できるところ、そういったところが今後検討課題になってくると思いますが、北村課長、どのようにお考えなのか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

先ほど井上議員から道の駅の認定の基準等について御説明ございましたけれども、今我々が検討しておりますのは国交省の道の駅の認定が取ればそれにこしたことはございませんが、場合によっては、国交省の認定が取れなくて、それ以外の産直の形態であるとか、国交省の認定を得ない形での道の駅的な施設整備も含めて今検討しております。ただ、町なかで設置をする場合に、確かにまとまった土地の確保が必要ですので、そこは協議の相手方がいらっしゃることですから詳しくはまだ言えませんが、そういったことも含めて今協議しております。ですから、先ほど説明をいたしましたフローの中でいいますと、今まさに全体構想計画策定に向けたところにおりますので、一番最初の段階にあるという状況でございます。

以上です。

○6番（井上正宣君）

そうしますと、この道の駅の整備フローの中の一番上の段階に今あるということですね。そうすると、この道の駅の基本コンセプトの段階で今検討しているということですか。わかりました。

それでは、この件については余り長く質問したくございませんので、あと頭出しという形で、あとの定例会のほうで質問させていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

続きまして、要旨2、品物は種類は考えているのかについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

要旨の2番目、品物は種類は考えているかということで答弁をいたしたいと思います。

先ほど道の駅整備の大まかな基準等につきましては、今、全体構想の策定に向けて協議をしているという段階ですので、まずは今そういったところでやっておりますので、実際に販売する品物がどういう種類かというのはもう少し先の行程になるというふうに思っております。

ただ、しかしながら、基本的には地域の農業産業の振興に資するように、地元の農産物加工品を中心に取引されるべきというふうに考えておきまして、こうしたことから行程の進捗を見ながら、JAや生産者、事業者等々との調整も進めていく必要があるというふうに考えております。

また、ふるさと納税返礼品は現在およそ180品目ほどまでに拡充されておりますので、こうした製品も道の駅で販売できるようにしたいというふうに考えております。

さらに、今、地方創生加速化交付金を活用したもうかる農業育成事業におきまして、現在、ふるさと納税や市場のビックデータを分析した特産品づくりに取り組んでおりますので、こうしたこの事業で開発した製品、商品につきましてもラインナップに加わるものというふうに期待をしているところでございます。

以上です。

○6番（井上正宣君）

今、課長が言われましたけれども、これちょっと早かったかなと私は思っております。まだ農水省の補助事業が適用されておりませんので、道の駅だけだと国土交通省ですので、これは該当しないので、頭出しと申すってください。この件についてはこれで終わります。

○議長（寺崎太彦君）

次に進んでよろしいですか。

それでは、質問事項2、国際交流について、要旨1、驪州市との交流をどのように考えているのかについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、質問事項の2、国際交流についての要旨1、驪州市との交流をどう考えているのかについて答弁いたしたいと思います。

驪州市との交流につきましては、これまでの関係者の御努力によって築き上げられたものであり、今後も大切なパートナーとして交流の継続、そして、発展に努めていく必要があるというふうに考えております。

交流のあり方につきましては、さきの田中議員の答弁でも触れましたが、基本的には双方向での交流がバランスよく行われるべきというふうに考えておきまして、ですから、来年度は驪州市から本町への受け入れについて調整をしていきたいというふうに、このように考え

ております。

なお、交流の形態といたしましては、現在、町や議会の往来、また学校交流を中心に行われておりますが、地域全体の国際化を図るという観点から、民間の主體的な交流を促していくことも必要と考えておりますので、繰り返しになりますが、地域づくり事業補助金等の活用も促していきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

今回、驪州市からの訪問団がお見えになれなかったということ踏まえて、なぜ来られなかったのか、そこをちょっと検証してみたいと思っておりますが、当然こちらから向こうに行く場合も招待状が先に来ていますが、北村室長とお話ししたときには、向こうの来る来ないを打診しているということでしたけれども、打診を先にするんじゃなくて、招待状を先にやって、あと来るか来ないかを打診するのが礼儀だろうと思います。来るか来ないか、来なかったら招待状やらない、来るんだったら招待状やります。結婚式もそうですかね、招待状をやるときに。来ますか来ませんか、来なかったら案内出しませんと。そうじゃないです。招待状を先にやって、来るか来ないかは後で連絡が来るだけですから。招待状をやる場合は相手に打診するという事は失礼になるんですよ、礼儀上。先に招待状をやって、来るか来ないかは後で聞けばいいわけですから。それで向こうの人たちもちょっと不思議に思ったんじゃないかなと思っておりますが、向こうも当初予算で組むはずなんですね。だから、早く招待状を出さないと、ぎりぎり迫ってというわけにはいかないと思うんです。向こうから来る場合は3月ごろ来ますから、4月、当初予算でいけるわけです。だから、そういった関係もあるわけですから、招待状は早く向こうにやって、しかも4月に向こうに行っているわけですから。4月向こうに行って、向こうの方たちの歓迎会でお話しする機会はいっぱいあったと思うんです。やっぱりその席上でぜひ11月は上峰に来てください、御招待いたしますという言葉がなぜ出ないのか。こちらからお世話になるばかりで、何もこちらから招待する言葉はかけないとやっぱりだめなんですよ。向こうの市長さんが上峰には一回も行ったことがないし招待されたこともない。それじゃ片手落ちですよ。

私は1987年、ちょうど30年ぐらい前、日韓剣道交流するときには個人的な自費で向こうに行きましたよ、一回。そして、向こうの意見を聞いて、そして、あの当時、戒厳令がしかれて、まだ観光で向こうから気軽に来られなかった時代です。こちらから招請状を出して初めて向こうから出国できる時代でしたから、私もいろいろ考えて、立場上、そういう代表権もあんまりなかったんですが、工夫して福岡の韓国領事館に4回ぐらい通わされましたよ。そして、スタンプを押したのを向こうに送って、初めて韓国選手団が来るようになりました。それは旅費、滞在費全て私が持つという確約を取り付けないと来られなかった時代なんです。そういう時代から発足して、今でも向こうから来てほしかったらやっぱりそれなりの連絡を

とって、実際連絡がとれない場合は行くことなんです。矢動丸教育長、ハングルは全然しゃべれないというけど、通訳がいますよ。通訳がちゃんと通訳してくれますよ。そして、やっぱりこっちの気持ちを伝えないと、なかなか向こうから、はい、そうですかって、そんな簡単なもんじゃないんです。だから、今度の29年度予算の中に当初予算で組めるか組めないか。組みますということであれば、私も来年早々また韓国に行きます。驪州まで足を伸ばしたいと思います。だから、そこで決めてきますよ。そういう気持ちがおありなのか、ないのか、お尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

井上議員のお尋ねでございますが、この日韓カラオケ大会は、もとはといえば、韓国剣友会とのおつき合いの深さを井上議員が御質問なされ、私の驪州市との交流の理解が浅かったということをお場で認識し、剣友会とのこれはソウル市ですね、剣友会の皆様方の集まりに私も行きました。昨年2月でした。その際にそういった日韓カラオケ大会という趣旨についてお話を聞きながら、深く理解をしたところでございます。その際申し上げたのは、当初予算はもう過ぎておったというふうに記憶をしておりますので、3月の議会で質問を受けまして、予算上、対応できる予算として地域づくり補助金、チャレンジ交付金の上峰版を活用して、地域の団体、例えば、剣道連盟の皆さん方であろうか、あるいは文化協会の皆さん方か、そうした団体によって剣友会との上峰町との交流のルーツをちゃんと把握することで日韓交流に幅を広げていきながら文化協会の会員獲得、あるいは剣道連盟の皆様方の会員獲得増進に努めていけるような、そういうスキームをしっかりとつくれば、この地域づくり補助金が充当できるんじゃないかという考え方を申し述べたところでございます。よって、その当時の日韓カラオケ大会はソウル市から韓国剣道連盟の皆様方が来るものだというふうに私は理解しておったのだが、突如として驪州市との交流に、それは議員に間に入っていただいて、向こうのあるエージェントの方々を介して驪州市を招待する話に変わったわけでございます。驪州市との交流については、おっしゃるとおり相互交流が大事であります。当初予算に予算書上入っていないという点から、私の知っている限りでいいますと、向こうとしては、予算をこちらで捻出せずとも訪問できるということでやりとりが続いておったということでございますが、突如として予算が措置できないのかなんなのか、今、議員が言われましたように、招待状と打診の不手際で不愉快な、不快な思いになられたのかもしれませんが、こちらへの訪日ができないということで聞いたところでございます。その後、その予算の工面ができたという話も聞きましたけれども、もう時既に遅しで、文化協会のほうのスケジュールも、またプログラムも決まっておる中で急遽の対応は非常に難しいということで今回訪日について、訪上峰町について実現できなかったというふうな認識に立っております。よって、今後につきましては、まち・ひと・しごと創生室長が申しあげましたように、驪州市との交流については民間交流を念頭に、相互交流のための地域づくり補助金の活用をぜひ

促進していきたいと考えておりますし、韓国剣友会の皆様方との関係につきましては、ことしの3月に申しあげましたとおり、地域づくり補助金等の活用を通じての問題解消のスキームができるような組み立てであれば、地域づくり補助金についてはおりの仕組みになっておりますので、そういう活用を促していきたいというふうに考えているところでございます。

○6番（井上正宣君）

この日韓カラオケ大会、次の項ですが、もう一緒に質問いたします。

日韓剣道は以前からずっと続いておるわけです。これはもう行政の力をかりなくても個人的にやっていますから、これは大丈夫ですが、要するに驪州市、市長さんのサイド、それから驪州市の議会、これとの友好都市提携の中で今まで交流してきたわけですので、そこら辺の交流をバランスよくやるのと、あとは大神中学校と上峰中学校の姉妹提携は順調にいつていますが、今後まだまだ発展すると思います。そして、このカラオケ大会というのは、韓国の剣道会のほうは5名ぐらいは来られるんですよ。でも、剣道をやって文化面までというわけにはいかないから、驪州市との文化交流を進めるためにこれを提案したわけですから。それはこの前も韓国から来ましたが、日韓カラオケ大会は日曜日にやってくれたら来られますよということです。平日は向こうも仕事を皆さん持っていらっしゃるから。それは大学の教授からいろいろおられますから、平日だとやっぱり忙しいし来られないんですよ。だから、土曜日に来て、土曜日に剣道して、日曜日にカラオケ大会出ますよという返事はいただいております。だから、その辺の計画はちゃんとつくっておいてください。もししないならしないで結構です。だから、この予算に関することは、うちのほうは補正予算を組んでいてもいいんですが、向こうには先に言わないと、向こうの都合もあるわけですから、そういうことで招待状は先に向こうにやってください。そして、4月にもし向こうから招待状が来たときに、こちらから行く場合があるかと思いますが、そのときにはもう話を決めなきゃだめですよ。ただ行って、向こうで開会式に出て、そして、観光地を回って、歓迎会へ行って、それで帰ってくるだけじゃ何もならんじゃなかですか。何かお土産を持ってきてくださいよ。そうしないと、友好都市提携が何のためにあるかわからんでしょう。そういうことを念頭に入れて、来年度予算もちゃんと組んでください。答弁要りません。

○町長（武廣勇平君）

私の伝え方が悪いのか、よく伝わっていないなと思うんですが、基本的には相互交流を念頭にすべきという考え方に先ほど室長が申しあげましたように変わりました。要するにこれまでは議員の皆様方の半数の方々と一緒に毎年訪問する形から、考え方を議会の皆様方の御意見を踏まえまして相互交流をしていこうというふうには思っておりますけれども、先ほど地域全体の国際化を図る観点から、住民の皆様方の民間に切りかえていく上で地域づくり補助金をぜひ活用していただきたいということで今年度については申しあげているところでございます。すなわちそうした民間の交流というものを促進していこうということも念頭に入

れているということですので、単費ですね、先ほど議員がおっしゃっていただいたように、拠出して単費を使いながら、何らこの交流に政策効果というものが見出せないというような状況は町民の皆さんからもいろいろ指摘を受けると思いますし、こうやって交流は大切なことではありますが、厳しい御意見をお持ちの方もいらっしゃるという中で考えていった上での、今回、今後の国際交流についての考え方を変えたところですので、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。もちろんこれは中学生の交流とはまた別のものと考えていただければというふうに思います。（「次に」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

質問事項3、町施設利用料の減免状況について、要旨1、体育施設はについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

6番井上議員の質問事項3、町施設利用料の減免状況について、要旨1、体育施設はについてお答えをいたします。

各施設の設置及び管理に関する条例及び規則に基づき減免措置を行っておるところでございます。

お手元に資料をお届けしておりますので、御参照ください。

体育施設の状況といたしましては、全体では、おおむね6割の件数が減免の対象になっています。主なものとして、町が主催し、または共催する行事などは条例により無料、町が後援する行事など、社会教育関係団体、社会福祉関係団体等が使用するときは規則により全額または半額減免となっております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

吉田事務局長から資料はいただいておりますが、具体的な内容がちょっとわかりにくいような状況です。例えば、全額減免をしている、もちろんスポーツ少年団全てでしようけれども、そのほかの団体で高校生、中学生に対しての学校の部活じゃなくて、それ以外の練習課程とか、そういったものに減免適用はされておるのかをちょっと聞きたいわけです。それはどういうふうになっていますか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御質問いただきました中学校、また高校生でございます。こちらについては、その都度規則に基づきまして、その大会とか練習とか、その目的に応じて全額または半額などの状況を教育委員会のほうで判断しながら行います。基本的には、中学校などが主催します大会、また高校生などが参加します大会ですね、大会については全額減免の方向で協議をされます。また、通常の練習などにつきましては半額で減免をしているところでございます。

以上です。

○6番（井上正宣君）

私を知りたかったのは、減免に対しては、今、小学校の体育館でバレーを子供たちスポーツ少年団のバレーと、それともう一つ、中学生あたりも練習をしているんですね。これがスポーツ少年団に加入しているかどうかというのも問題ですが、していなかった場合には減免の対象にはならないということですかね。そこら辺をちょっとお伺いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

お尋ねの案件につきましては、小学校の体育館でバレーをしている団体が2つございます。1つは、スポーツ少年団に加入している団体、こちらは練習につきまして全額減免になります。もう一つは、社会人のチームからの団体の練習でございます。こちらについては、現在、減免の対象にはなっていません。（131ページで訂正）

以上です。

○6番（井上正宣君）

私は同じスポーツ少年団並びに青少年育成の立場から、やっぱり真剣に皆さんがそういう競技を通して頑張っている姿を見ると減免の対象にしていいんじゃないかと、そういう気持ちでおりますので、それは検討をしてみてください。検討するということはしないということじゃないですので、よろしくお願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。活動等について教育委員会のほうに御提案できるよう準備をしたと思います。ありがとうございます。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時53分 散会